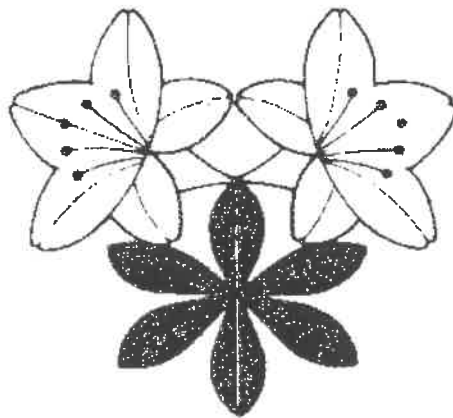


平成29年度

(2017年度)

愛護活動概要



伊丹市立少年愛護センター

は じ め に

平素より、少年愛護センターの諸活動並びに青少年の健全育成につきまして深いご理解と格別のご支援ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

ここ数年、本市の青少年の様子を見ますと、公園やコンビニエンスストア等の前に集まって騒いだり喫煙したりするような状況はあまり見られなくなっており、目に見える形の問題行動は減少しているように思います。これは阪神間や兵庫県下、全国においても同様であるとのこと。その背景には、青少年の健全育成や非行防止のためにご尽力いただいている関係機関や関係団体、その他多くの皆様の存在があります。これからも連携を深め、様々な問題の発生を可能な限り未然に防ぐことが重要であると考えます。

しかしながら、近年のSNS等のインターネット環境の目覚ましい進歩に伴って、遊び方の変容、遊び場所の問題等、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、問題が発覚しにくい状況となっています。ネット上のトラブルがいじめに発展したり、性犯罪に巻き込まれたりすることも珍しい話ではなくなっています。どこか遠い場所で発生しているものではなく、誰にでも起こる可能性のある大きな問題となってきています。

このような状況の中、私たち大人がさらに安全・安心な街づくりに努めることも重要ですが、青少年が自ら危険を避ける「危機回避能力」や困難な状況を乗り越える「心の強さ」を育てることも必要ではないでしょうか。

毎年発行している「愛護活動概要」は、前年度の少年愛護センターの諸活動をまとめたものです。ぜひご一読いただき、皆様の取り組みにお役に立ていただければ幸いです。

少年愛護センターでは、青少年が安全に安心して暮らせるよう、今後も関係機関・団体をはじめ多くの市民の皆様方と連携して諸事業に取り組んで参りますので、より一層のご協力をよろしくお願いいたします。

伊丹市立少年愛護センター

所長 上田 誠司

目 次

I	伊丹市立少年愛護センター概要	1
II	伊丹市立少年愛護センター沿革	3
III	平成 29 年度 伊丹市立少年愛護センター事業内容	6
IV	平成 29 年度 活動状況	
1.	行事の経過	8
2.	広報・啓発活動	13
(1)	センター通信・啓発チラシ等の配布	
(2)	広報車による啓発	
(3)	DVD・ビデオテープ等の貸し出し	
(4)	平成 27 年度「愛護活動概要」の配布	
(5)	その他	
3.	補導活動	15
(1)	街頭補導状況（17 小学校区）	
(2)	特別街頭補導	
(3)	広域街頭補導	
4.	相談活動	19
(1)	電話相談	
(2)	来所相談	
(3)	メール相談	
(4)	合同教育相談	
(5)	少年進路相談	
5.	健全育成活動	26
(1)	学校補導連絡会	
(2)	愛護補導連絡会	
(3)	地区懇談会等への参加	
(4)	その他	
6.	環境浄化活動	31
(1)	有害環境の浄化	
(2)	「青少年を守る店」運動の推進	
(3)	環境実態調査の実施	
7.	研修活動	35
8.	阪神北少年サポートセンターの活動	37
V	少年補導委員手記	39
	伊丹市少年補導委員 稲野ブロック・桜台ブロック	

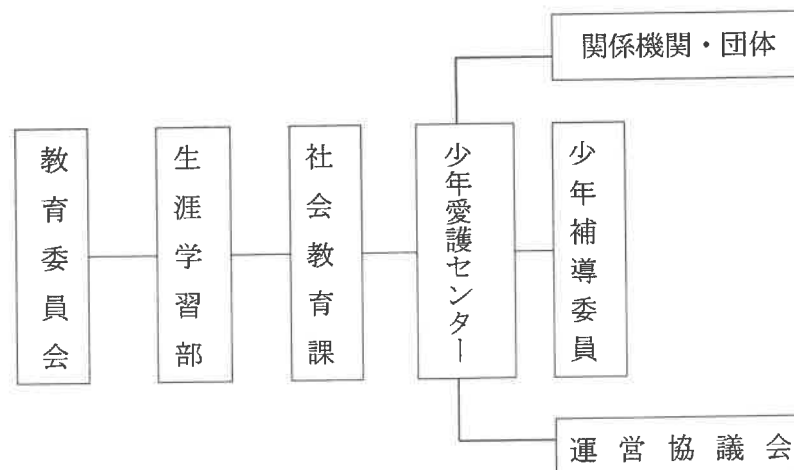
VI 参考資料

伊丹市立少年愛護センター条例	41
伊丹市立少年愛護センター条例施行規則	42
伊丹市少年補導委員要綱	43
平成 29 年度伊丹市少年進路相談員制度要項	44
伊丹市立少年愛護センター 電話相談事業相談員要項	45
校外生活（長期休業中を含む）の申し合わせ事項	46
非行防止等啓発チラシ「見逃さないで子どものサイン」（カラー・A4）	47
「環境浄化・非行防止」ポスター「みんなでつもう非行の芽」（カラー・B3）	48
「なやみの相談」クリアファイル	49
「なやみの相談」手渡しカード.....	50
「自転車も交通ルールを守って安全に！」手渡しカード	50
「青少年を守る店」協力店ステッカー	50
「平成 29 年度伊丹市少年進路相談員制度について」卒業生配布物	51
家庭のしつけ 10 ポイント	52

I 伊丹市立少年愛護センター概要

1. 名 称 伊丹市立少年愛護センター
2. 設 立 年 月 日 昭和 38 年 9 月 5 日
3. 主 管 部 局 伊丹市教育委員会事務局生涯学習部社会教育課
4. 人 口 197,029 人（平成 30 年 4 月 1 日現在推計）
男子 95,296 人 女子 101,733 人
5. 青 少 年 人 口 32,829 人（18 才未満）（平成 30 年 4 月 1 日現在推計）
男子 16,643 人 女子 16,186 人
6. 市 域 面 積 25.09 k m²
7. 学 校 小学校 17 中学校 8 高等学校 5（県立 4・市立 1）
特別支援学校 3（県立 2・市立 1）
8. センター施設 併設
専用面積 58.56 m²（平成 17 年 12 月電話相談室増設）
平成 9 年 12 月 25 日 現在地に移転
伊丹市千僧 1 丁目 1 番地
事務室（専用）
電話相談室（専用） 会議室他（共用）
平成 11 年 4 月 1 日、事務室を増設し、兵庫県警察本部阪神北少年サポートセンターを併置（13.20 m²）
（平成 12 年 3 月、阪神北少年サポートセンター、少年補導職員 1 名増員のため、事務室を修繕し、22.80 m²とする。平成 17 年 12 月相談室を含む、33.20 m²とする。）
9. 職 員 所長（専任）1 名 事務員（現職）1 名 事務員（再任用）1 名
社会教育指導員 3 名 事務補助 1 名 電話相談員 3 名
10. 運 営 協 議 会 協議会の委員は、教育委員会が委嘱、または任命する。（条例施行規則 2 条）
任期は 2 年 委員数 15 人以内
・内訳
(1) 関係行政機関の委員および職員
(2) 関係団体の代表
(3) 学校教育関係者
(4) 学識経験者

11. 機 構



12. センターの主な事業

- (1) 広報・啓発活動
- (2) 補導活動
- (3) 相談活動
- (4) 環境浄化活動
- (5) 健全育成活動
- (6) 研修活動
- (7) 関係機関および団体との連絡協調に関すること
- (8) その他教育委員会が必要と認める事業

13. 少年補導委員

少年補導委員は、伊丹市少年補導委員要綱にもとづき、運営協議会の推薦により市長が委嘱する。自治会・民生委員児童委員・保護司より 135 名、中・高等学校生徒指導担当より 9 人、計 144 人で任期は 2 年、その職務は次のとおりとする。

- (1) 問題少年の早期発見ならびに補導に関すること
- (2) 情報資料の収集報告に関すること
- (3) その他青少年の非行に必要な業務に関すること

14. 少年補導委員ブロック別人数（平成 30 年 3 月末現在）

ブロック 内訳	伊 丹	稲 野	南	神 津	緑 丘	桜 台	天神 川	笹 原	瑞 穂	有 岡	花 里	昆 陽 里	摂 陽	鈴 原	荻 野	池 尻	鴻 池	計 (人)
男(人)	3	9	0	4	5	6	9	7	4	5	2	1	7	6	0	4	3	75
女(人)	6	1	10	3	3	2	2	3	4	2	5	5	0	0	8	3	3	60
計(人)	9	10	10	7	8	8	11	10	8	7	7	6	7	6	8	7	6	135



伊丹市少年補導委員活動地域

Ⅱ 伊丹市立少年愛護センター沿革

- 昭和38. 9 伊丹市少年補導所を開設。民生部の所管とし、事務所を伊丹市悠紀町 588 番地に置く。所長、職員 3 名、警察官 1 名配置。
39. 10 運営協議会設置要綱の制定。
39. 11 総理府より国庫補助対象の指定を受ける。
少年補導所規則の改正。
少年補導委員設置要綱の制定。少年補導委員の定員は 100 人以内、任期 1 年。
40. 9 少年補導センター運営要綱の制定。
少年補導センター補助金交付要綱の制定。
40. 7 庁舎を伊丹字西ノ町 496 番地に移転。
41. 4 伊丹市少年補導所の名称を伊丹市立少年愛護センターと改称。
教育委員会の所管とし、青少年課長が所長を兼務。職員 1 名増員。
41. 5 少年愛護センターの設置規則の制定。
41. 11 伊丹市少年補導協会創立。
42. 4 少年補導委員の業務上の障害補償制度を実施。
43. 3 青少年課長の所長兼務を解き、専任の所長を置く。
43. 6 有害図書回収用白ポスト設置開始。
45. 4 少年補導委員の任期を、従来の 1 年から 2 年に改める。
指導主事 1 名配置され、職員 6 名となる。
45. 11 青少年課長が所長兼務となる。
46. 5 運営委員を 1 名、保護司より委嘱、14 名となる。
47. 4 少年補導委員の定員を 150 人以内に増員。
48. 4 指導主事 1 名減員。
49. 11 伊丹市立少年愛護センター条例の制定。
庁舎を伊丹市伊丹字溝口 70 番地（旧税務署跡）に移転。
補導委員制度発足 10 周年記念式典挙行。
49. 12 伊丹市立少年愛護センター条例施行規則制定。
51. 2 住居表示変更により、伊丹市宮ノ前 1 丁目 1 番 30 号となる。
51. 3 少年補導委員の定員を 160 人以内に増員。
53. 7 非行防止「少年を守る店」指定。
54. 3 悩みの電話相談を受け始める。
54. 4 指導員 1 名増員。
55. 11 移動センターとして毎月 2 地区開設。
56. 4 青少年悩みの電話相談開設、相談員 1 名配置。
58. 4 すこやかテレフォン開設、相談員(民間より)3 名委嘱。
59. 7 伊丹市青少年を守る店連絡協議会創立。
61. 3 庁舎を伊丹市御願塚 6 丁目 1 番 1 号に移転。
61. 4 伊丹市立少年愛護センター開所式。
62. 1 伊丹市少年補導協会創立 20 周年記念式典挙行。
63. 4 事務吏員 1 名増員、指導員 1 名減員。

- 平成元 . 4 指導主事 1 名配置、事務吏員 1 名減員。
「センター通信」1 号発行。
2. 4 少年進路相談員制度開設。
3. 4 少年進路相談員制度全中学校区に開設。
4. 4 事務補助 1 名置く。
4. 5 青少年育成環境浄化ローラー作戦の活動開始。
4. 5 伊丹市少年補導協会創立 25 周年記念式典挙行。
4. 11 伊丹市立少年愛護センター条例施行規則一部改正による付則 3 追記。
5. 5 地域巡回による有害広告点検活動開始。
5. 7 伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。
6. 5 伊丹市少年補導協会の名称を伊丹市少年育成協会と改称。
6. 10 伊丹市において第 27 回兵庫県青少年補導委員研修会開催。
6. 11 伊丹市において四市合同広域補導研修会開催。
7. 1 阪神淡路大震災発生。
7. 4 伊丹市少年補導委員制度 30 周年記念功労賞受賞式開催。
7. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会開催。
8. 8 伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。
9. 6 指導員 1 名増員。
9. 8 ツーショットダイヤルカード自動販売機撤去要請活動行動計画の策定と市民運動の展開。法・条例の規定整備の意見書を内閣・知事宛に送付。
9. 12 伊丹市立少年愛護センター電話相談事業相談員要綱を制定。相談員として、教育関係 2 名、福祉関係 1 名に委嘱状交付。
9. 12 関係機関との連携強化を図るため、伊丹市千僧 1 丁目 1 番地(伊丹市立総合教育・少年愛護センター3 階)に移転。位置変更のため伊丹市立少年愛護センター条例を改正。
10. 4 指導員 1 名減員。
10. 4 伊丹市少年補導委員連合会会則の一部が改正され、顧問がおかれる。
10. 7 シンナー・覚せい剤等薬物乱用防止キャンペーンを展開、麻薬・覚せい剤乱用防止センターからキャラバンカーを招致、CATV・FM いたみ等で啓発。
10. 9 青少年の非行化防止と健全育成を一層充実するため、市長・教育長・少年補導委員連合会会長の陳述書を添え、少年補導所設置と常駐警察官配置方を兵庫県警察本部に願い出る。
11. 3 少年補導所の誘致がなり、事務室を増設。
11. 4 兵庫県警察本部少年課阪神北少年補導所(少年サポートセンター)を併置。2 名の警察官、3 名の補導職員(認定心理士)が配置される。また、管轄の 3 市 1 町(伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町)の教育長が招待され開所式が行われる。
11. 5 平成 11 年度、兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会、兵庫県青少年補導委員連合会総会を伊丹市で開く。
11. 5 伊丹市立少年愛護センター条例施行規則の一部を改正し、運営協議会委員の選出区分別の人数規定を解く。
11. 6 指導員 1 名退職、指導員 1 名配置。
11. 7 シンナー・覚せい剤等薬物乱用防止キャンペーンを阪急伊丹駅にて 3 日間開催。

- 兵庫県警察本部「薬物乱用防止広報車」の公開、広報伊丹、CATV、パンフレット配布等で広報、啓発を実施。
11. 9 伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。
11. 11 伊丹市立少年愛護センター・阪神北少年補導所のホームページ(インターネット)を開設。
12. 4 市の組織変更のため、青少年課少年愛護センターと改称。
13. 4 兵庫県警察本部少年課阪神北少年補導所に少年補導職員1名増員。事務室増設。
13. 12 「未成年者飲酒防止」キャンペーン実施。
14. 1 伊丹市少年育成協会創立35周年記念式典挙行。
14. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会兼青少年を守り育てる地域フォーラム開催。
14. 8 伊丹市において三市(伊丹市・宝塚市・川西市)合同広域補導研修会開催。
14. 10 伊丹市において阪神地区青少年健全育成大会兼青少年育成運動推進員研修会開催。
14. 11 青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。薬物乱用防止キャラバンカーを招致。
15. 11 青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。薬物乱用防止キャラバンカーを招致。
16. 6 伊丹市において兵庫県青少年補導センター連絡協議会理事会(所長会)開催。
16. 11 青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。
17. 11 伊丹市少年補導委員実務研修会に阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会を兼ねて実施。
17. 12 電話相談室を開設。
17. 12 兵庫県警察本部少年課阪神北少年サポートセンター相談室増設。
18. 4 市の組織変更のため、社会教育課少年愛護センターと改称。
19. 4 指導員1名増員。
19. 7 夜間(午後9時以降)特別補導実施(夏・冬)。
20. 10 伊丹市において第41回兵庫県青少年補導委員大会・研修会を開催。
21. 5 伊丹市において兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会、兵庫県青少年補導委員連合会総会を開催
21. 10 伊丹市において阪神7市1町合同補導委員研修会を開催。
22. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会兼青少年を守り育てる地域フォーラム開催。
22. 10 イオンモール伊丹周辺において、宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導を開始。
23. 7 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」横断幕をJR伊丹駅前、阪急伊丹駅前に1ヶ月間設置。
23. 11 「子ども・若者育成支援強調月間」横断幕を阪急伊丹駅前東西2箇所に1ヶ月間設置。
25. 1 イオンモール伊丹昆陽周辺において、宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導を開始。
28. 10 伊丹市少年補導委員隣接ブロック合同補導実施。
29. 7 地域声かけ・見守りネットワーク事業実施。

Ⅲ 平成29年度 伊丹市立少年愛護センター事業内容

事業名	事業目的	事業内容
広報啓発活動	青少年問題について広く市民へ周知し健全育成・非行防止への関心と意識をたかめる。	①「少年を守る日」の広報車による啓発 （毎月10日 各小学校区 年間34回） ②「少年を守る日」の懸垂幕・のぼりによる啓発（毎月10日） ③広報紙「センター通信」の発行（月1回）、ホームページによる啓発 ④手渡しカードによる啓発 ⑤非行防止、薬物乱用防止、健全育成、電話相談等の啓発チラシ、ポスターの作成、配布及び掲示 ⑥DVD等、視聴覚教材の活用による啓発 ⑦「愛護活動概要」の発行（年1回） ⑧危険ドラッグ・大麻・覚醒剤等薬物乱用防止運動の実施 ⑨スマートフォン・携帯電話に関する問題についての啓発 ⑩青少年を守り育てる県民スクラム運動の推進 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月） 「子ども・若者育成支援強調月間」（11月）に看板・横断幕による啓発 ⑪地域での見守り・声かけ活性化の啓発
補導活動	地域の子どもは地域で守り育てるために、少年とのふれあいを大切にした街頭補導の充実を図る。	①地域に密着した街頭補導と「愛の一声運動」の推進 ・「少年を守る日」の一斉街頭補導（毎月10日） ・地区別街頭補導（月4回程度 各小学校区） ②特別補導（毎月繁華街補導、量販店内補導） ③広域補導（宝塚市、川西市との合同補導・情報交換） ④夜間特別補導（6月～10月） ⑤PTA連合会主催の全市一斉愛護パトロール（夏季・冬季）への協力 ⑥学校・PTA・警察・阪神北少年サポートセンターなど関係機関・団体との連携による問題行動の未然防止 ⑦少年補導委員活動のPR
相談活動	学校および相談機関との連携を密にし、個々に応じた相談活動を充実する。	①子どもと保護者のなやみの相談 ・電話相談（月～金曜日 10:00～19:00 土曜日 13:00～17:00） ・来所相談（月～金曜日 10:00～17:00） 継続相談の強化 ・メール相談 ②少年進路相談員制度の充実 ・早期離職、退学の防止、進路変更などの適切な進路相談 ・公共職業安定所、学校、家庭、少年補導委員との連携 ・高校訪問の充実 ・ケース研究の実施 ③アウトリーチ型相談活動の検討・試行

事業名	事業目的	事業内容
健全育成活動	学校や関係機関および地域の青少年育成団体などと連携して、地域ぐるみの愛護活動をすすめる。	①愛護補導連絡会の開催 ・小学校、PTA、少年補導委員、阪神北少年サポートセンター、主任児童委員、量販店等による情報交換（年3回） ②学校補導連絡会の開催 ・中学校、PTA、少年補導委員、保護司、主任児童委員、阪神北少年サポートセンター等による情報交換（年2回） ③地区懇談会や地域行事への参加 ④少年補導委員連合会、少年育成協会、青少年を守る店連絡協議会と連携した地域ぐるみの健全育成活動
環境浄化活動	兵庫県青少年愛護条例の趣旨を踏まえて、市民の理解と協力のもと、青少年にとって有害な環境の浄化を推進する。	①有害環境総点検活動の実施（11月～12月） ・市民と協働して、有害環境の改善に努める ・有害環境に負けない少年の育成に努める ②有害図書追放「白ポスト」運動の推進 ・白ポストによる有害図書類の回収（月1回） ③危険ドラッグ等の薬物及び有害図書、タバコ、刃物等の取扱業者・販売店に対する管理の徹底、青少年への販売自粛依頼 ④青少年の蛸集場所や危険箇所の解消 ⑤490店の「青少年を守る店」協力店との連携による万引き等初発型非行防止の推進
研修活動	現況の少年問題に対応した研修を実施し、少年補導委員、少年進路相談員等の資質向上に努める。	①少年補導委員研修会（年3回 全体8月、実務11月、人権12月） ②少年進路相談員研修会（年3回 8月、10月、12月） ③少年育成協会研修会（5月） ④青少年を守る店連絡協議会研修会（6月） ⑤青少年健全育成研修会（11月） ⑥阪神地区、県等が主催する研修会への参加 ⑦少年補導委員管外研修
いじめ問題への対応	いじめ問題の状況を的確にとらえ積極的に問題解決に取り組む。	①相談活動の充実、関係機関との連携 ②「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会」「伊丹市いじめ防止対策審議会」「伊丹市青少年問題協議会」との連携 ③学校訪問による状況把握

Ⅳ 平成29年度 活動状況

1. 行事の経過

(1) 補導関係 ※一斉補導は、職員参加地区のみ記載

月	日	曜	行 事	場 所
4	10	月	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 天神川・池尻地区 (一斉補導) 伊丹・摂陽地区
5	10	水	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 神津・南・摂陽地区 (一斉補導) 天神川地区
6	9	金	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 緑丘・荻野・有岡地区 (一斉補導) 昆陽里地区
7	5	水	伊丹・宝塚隣接四校連絡協議会	伊丹市・宝塚市隣接四校地域
7	10	月	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 鴻池・伊丹・瑞穂地区 (一斉補導) 有岡・鈴原地区
7	12	水	夏季市内一斉愛護パトロール	市内全域
7	26	水	宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導	イオンモール伊丹昆陽
8	10	木	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 鈴原・笹原・昆陽里地区 (一斉補導) 瑞穂地区
8	25	金	三市(伊丹市・宝塚市・川西市) 合同補導	川西能勢口駅およびその周辺
9	11	月	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 花里・桜台・稲野地区 (一斉補導) 笹原・荻野地区
9	29	金	川西市・伊丹市少年補導委員合同補導	イオンモール伊丹
10	10	火	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 有岡・鴻池地区 (一斉補導) 桜台・神津地区
11	10	金	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 昆陽里・緑丘・笹原地区 (一斉補導) 池尻・鴻池地区
12	5	火	伊丹・宝塚隣接四校連絡協議会	伊丹市・宝塚市隣接四校地域
12	11	月	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 伊丹・池尻・花里地区
12	13	水	冬季市内一斉愛護パトロール	市内全域
1	10	水	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 稲野・瑞穂・南地区 (一斉補導) 緑丘地区
2	9	金	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 天神川・神津・桜台地区 (一斉補導) 南地区
3	9	金	少年を守る日 市内広報・一斉補導	(市内広報) 桜台・摂陽・鈴原地区 (一斉補導) 稲野・花里地区

※繁華街特別補導担当地区（イオン伊丹：イオンモール伊丹、イオン昆陽：イオンモール伊丹昆陽）

月	担当ブロック（場所）
4	
5	鴻池・昆陽里（イオン昆陽）
6	池尻（イオン昆陽）
7	花里（イオン伊丹）・桜台（イオン昆陽）
8	天神川（イオン昆陽）・有岡（イオン伊丹）
9	瑞穂（イオン伊丹）・神津（イオン昆陽）

月	担当ブロック（場所）
10	鈴原（イオン昆陽）・緑丘（イオン伊丹）
11	南（イオン昆陽）・摂陽（イオン伊丹）
12	笹原（イオン伊丹）
1	荻野（イオン伊丹）
2	稲野（イオン伊丹）
3	伊丹（イオン伊丹）

※夜間特別補導（21：00～22：00）

月	日	曜	ブロック
6	13	火	瑞穂
6	19	月	鈴原
6	22	木	笹原
7	3	月	昆陽里
7	4	火	荻野
7	5	水	神津
7	28	金	池尻
8	9	水	緑丘
8	22	火	有岡

月	日	曜	ブロック
8	23	水	稲野
8	30	水	鴻池
9	12	火	南
9	14	木	摂陽
9	25	月	天神川
10	11	水	桜台
10	11	水	花里
10	18	水	伊丹

（2）伊丹市少年補導委員連合会関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	5	水	少年補導委員連合会会計監査	伊丹市立総合教育センター図書室
4	7	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
4	21	金	少年補導委員連合会総会	伊丹市立総合教育センター研修室
5	9	火	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
6	7	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
6	28	水	少年補導委員正副理事管外研修	京都医療少年院
7	7	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
8	9	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
8	29	火	少年補導委員全体研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
9	7	木	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
10	6	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
11	7	火	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
11	13	月	少年補導委員実務研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
11	20・21	月・火	少年補導委員管外研修	丸亀少女の家
12	6	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
12	18	月	少年補導委員人権全体研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
1	9	火	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
2	7	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
3	7	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室

(3) 伊丹市少年育成協会関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	12	水	少年育成協会会計監査	伊丹市立総合教育センター図書室
4	24	月	第1回少年育成協会常任理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
5	25	木	少年育成協会総会・全体研修会	伊丹市立労働福祉会館（スワンホール）
10	20	金	第2回少年育成協会常任理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
1	6	土	平成30年新年交歓会	伊丹市立産業・情報センター マルチメディアホール

(4) 伊丹市青少年を守る店連絡協議会関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	7	金	青少年を守る店連絡協議会会計監査	伊丹市立総合教育センター図書室
5	23	火	第1回青少年を守る店連絡協議会役員会	伊丹市立総合教育センター会議室
6	23	金	青少年を守る店連絡協議会総会・研修会	伊丹市立総合教育センター研修室
10	24	火	第2回青少年を守る店連絡協議会役員会 ・量販店部会	伊丹市立総合教育センター会議室 多目的室
11	9	木	青少年健全育成研修会	伊丹市立労働福祉会館（スワンホール）
2	19	月	第3回青少年を守る店連絡協議会役員会	伊丹市立総合教育センター会議室

(5) 青少年健全育成関係

・学校補導連絡会

学校名	開催日	場所	学校名	開催日	場所
東中学校	6月12日(月)	図書室	天王寺川中学校	6月14日(水)	会議室
	10月16日(月)	図書室		10月12日(木)	会議室
西中学校	6月13日(火)	第2理科室	松崎中学校	6月12日(月)	会議室
	11月13日(月)	第2理科室		10月10日(火)	会議室
南中学校	6月12日(月)	会議室	荒牧中学校	6月7日(水)	会議室
	10月16日(月)	会議室		10月4日(水)	会議室
北中学校	6月12日(月)	いたみホール 多目的ホール	笹原中学校	6月13日(火)	会議室
	10月23日(月)	会議室		10月24日(火)	会議室

・地区懇談会等

桜台地区「地域ボランティア」情報交換会	4月8日(土)	桜台小会議室
コミュニティ笹原協議会総会	5月21日(日)	ラストホール
萩野小少年補導委員を囲む会	5月26日(金)	萩野小多目的室
南小愛護部合同地区懇談会	6月12日(月)	南小なかよしルーム
鈴原小愛護りんりん連絡会	6月15日(木)	鈴原小りんりんホール
神津地区防犯懇談会	6月21日(水)	k-maison ときめき
有岡小地区懇談会	6月23日(金)	有岡小有っ子ホール
天神川小地区懇談会	7月6日(木)	天神川小PTA会議室
鈴原小愛護りんりん連絡会	1月24日(水)	鈴原小りんりんホール

・愛護補導連絡会

学 校 名		開 催 日	場 所
第 1 回	全体会	6 月 15 日 (木)	伊丹市立総合教育センター研修室
第 2 回	伊丹小学校	10 月 17 日 (火)	会議室
	稲野小学校	9 月 11 日 (月)	稲小ホール
	南小学校	9 月 25 日 (月)	なかよしルーム
	神津小学校	9 月 21 日 (木)	多目的室
	緑丘小学校	9 月 19 日 (火)	多目的室
	桜台小学校	9 月 15 日 (金)	会議室
	天神川小学校	10 月 13 日 (金)	多目的室
	笹原小学校	9 月 20 日 (水)	多目的室
	瑞穂小学校	9 月 26 日 (火)	多目的室
	有岡小学校	10 月 11 日 (水)	有っ子ホール
	花里小学校	11 月 6 日 (月)	花里ホール
	昆陽里小学校	9 月 15 日 (金)	ふれあいルーム
	摂陽小学校	9 月 21 日 (木)	ふれあいルーム
	鈴原小学校	9 月 20 日 (水)	りんりんホール
	萩野小学校	9 月 19 日 (火)	多目的室
	池尻小学校	10 月 25 日 (水)	多目的室
	鴻池小学校	10 月 11 日 (水)	ランチルーム
第 3 回	全体研修会	2 月 27 日 (火)	伊丹市立総合教育センター研修室

(6) 伊丹市立少年愛護センター運営協議会 会場：伊丹市立総合教育センター2階研修室

① 7月18日 (火)	② 12月20日 (水)	③ 3月22日 (木)
-------------	--------------	-------------

(7) 伊丹市少年進路相談員連絡会

① 4月18日 (火)	⑥ 9月13日 (水)	⑪ 11月29日 (水) 兵庫県立 阪神昆陽高等学校訪問
② 5月16日 (火) 研修会	⑦ 10月 3日 (火) 兵庫県立 尼崎稲園高等学校訪問	⑫ 12月12日 (火) 研修会
③ 6月13日 (火)	⑧ 10月17日 (火) 早稲田大 阪学園向陽台高等学校訪問	⑬ 1月16日 (火)
④ 7月11日 (火)	⑨ 10月23日 (月) 伊丹市立 伊丹高等学校訪問	⑭ 2月13日 (火)
⑤ 8月17日 (木) 研修会	⑩ 11月14日 (火)	⑮ 3月13日 (火)

(8) 有害図書回収

市内 16 ヶ所 12 回実施

① 4月28日 (金)	⑤ 8月28日 (月)	⑨ 12月25日 (月)
② 5月29日 (月)	⑥ 9月29日 (金)	⑩ 1月29日 (月)
③ 6月26日 (月)	⑦ 10月27日 (金)	⑪ 2月26日 (月)
④ 7月28日 (金)	⑧ 11月24日 (金)	⑫ 3月26日 (月)

(9) その他

月	日	曜	行 事	場 所
随 時			地区別街頭補導	各小学校区
			中学校区補導	各中学校区
			来所相談	少年愛護センター
			なやみの電話相談	少年愛護センター

(10) 隣接市・阪神・県・近畿関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	14	金	青少年補導センター連絡会議	ひょうご女性交流館
5	12	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会	宝塚市教育総合センター
5	12	金	兵庫県青少年補導委員連合会総会	宝塚市教育総合センター
6	2	金	阪神地区青少年補導委員連絡協議会役員会・総会	芦屋市立体育館・青少年センター
6	9	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会所長会	高砂市文化保健センター
6	21	水	第 60 回阪神地区青少年補導センター連絡会	西宮市役所東館
6	26	月	三市(伊丹・宝塚・川西)中学校生徒指導連絡会	川西市役所
7	14	金	阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会	芦屋市民センター (ルナ・ホール)
7	28	金	兵庫県青少年補導センター所長一日研修	神戸市立青少年補導センター
9	8	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会所長会	宍粟市役所
9	12	火	伊丹市・尼崎市中学校生徒指導連絡会	尼崎市立青少年センター
10	26	木	第 50 回兵庫県青少年補導委員大会・研修会	姫路市文化センター
11	10	金	近畿地区青少年補導センター連絡協議会総会・研修会	神戸市総合教育センター
11	10	金	県補導センター・県補連 所長・会長一日研修	神戸市総合教育センター
2	1	木	第 61 回阪神地区青少年補導センター連絡会	宝塚市立青少年センター
2	15	木	阪神地区青少年補導委員連絡協議会	芦屋市役所
2	16	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会所長会	神戸市立青少年補導センター
2	16	金	青少年補導センター所長研修会	神戸市立青少年補導センター
3	19	月	兵庫県青少年補導センター連絡協議会会計監査	神戸市立青少年補導センター
3	19	月	兵庫県青少年補導委員連合会会計監査	神戸市立青少年補導センター

2. 広報・啓発活動

(1) センター通信の配布

センター通信は、第一面に関係機関・団体や市内の高校生に依頼した青少年の非行防止及び健全育成に関する寄稿を掲載している。毎月、様々な分野で活躍されている方から幅広い視野で見た内容となっている。第二面には、毎月、少年補導委員から提出される補導活動報告書を集計した補導件数や特徴をまとめたもの、兵庫県警察本部から配信される防犯メールの内容及び少年愛護センターに寄せられる情報などをまとめて掲載し、地域に向けて防犯意識の高揚を図っている。

A4用紙（両面印刷）で、毎月、約5,600部印刷し、警察、各小・中・特別支援・高等学校及び、各PTA、市内全自治会に配布するとともに、各種会合等で参加者に配布した。（庁内はLANにて配信）

平成29年度分 337号から348号の主な内容は以下のとおりである。

① 第一面

NO. 337(4月号)	すべては子どもの笑顔のために	伊丹市立少年愛護センター所長	河崎 信良
NO. 338(5月号)	地域力を高めて	笹北自治会長	宮内 正次
NO. 339(6月号)	家庭の子育て力を高める環境づくり	伊丹市生涯学習部長	山中 茂
NO. 340(7月号)	子ども達に笑顔があふれかえることを願って	主任児童委員	谷野 洋子
NO. 341(8月号)	阪神北少年サポートセンターの活動について	阪神北少年サポートセンター所長	井上 賢二
NO. 342(9月号)	人生の物差し	伊丹市立西中学校校長	大西 規之
NO. 343(10月号)	「ラジオ」を通したつながり	兵庫県立伊丹北高等学校	松尾 樹羅
NO. 344(11月号)	子ども達の健やかな成長を願って	伊丹市保護司会	中島 健治
NO. 345(12月号)	子育て30年	伊丹市立神津小学校校長	中谷 秀樹
NO. 346(1月号)	一日の心がけ	二十歳の祝典実行委員長	東崎衣里子
NO. 347(2月号)	保護者の力=(保護者の時間+子ども達の時間)×お互いに接する時間	伊丹市PTA連合会会長	審良 和哉
NO. 348(3月号)	16歳の春に...	伊丹市少年進路相談員	新田 千香

② 第二面

毎月、その時々の特ピックスで大部分を占めるようにし、諸集計（補導件数、相談件数、白ポスト回収状況）は継続的に掲載している。また、第一面と同じように二色刷りを取り入れている。

(2) 啓発チラシ等の配布

啓発用チラシは、小・中学生を通じてその全家庭に配布したり、諸会合の資料として活用した。また、ポスターを市内掲示板に掲示し、より多くの市民に啓発した。

平成29年度に配布または掲示したものは、次のようなものである。

・地域声かけ・見守りネットワーク事業（29年度新規事業）

*のぼり旗の掲揚 ----- 7月～ 36本

配布先：小・特別支援学校

*チラシ ----- 7月 9,000枚

*ポスター ----- 7月 450枚

配布先：幼・小・中・特別支援学校および市内5高校、量販店、伊丹遊技業組合

各自治会、市役所、市教委関係機関、守る店協力店、警察署、防犯協会等

*啓発グッズ（ポケットティッシュ） ----- 7月～8月 16,000個

配布先：17小学校ブロック（市内全域）、守る店協力店、量販店、各会議にて

・非行防止等啓発チラシ ----- 7月～8月 13,000枚

配布先：小5年～中3年、量販店、守る店協力店、愛護補導連絡会、学校補導連絡会

- ・「環境浄化・非行防止」ポスター作成配布 ----- 8月～9月 430枚
配布先：小・中・特別支援学校および市内5高校、量販店、伊丹遊技業組合
各自治会、市役所、市教委関係機関、守る店協力店、警察署、防犯協会等
- ・「なやみの相談」クリアファイル ----- 1月～2月 9,126枚
配布先：小1年・5年、特別支援学校、中学校全学年
- ・「なやみの相談」カード ----- 2月 7,619枚
配布先：小2年・3年・4年・6年
- ・「広報啓発用手渡しカード（自転車もルールを守ろう）」 ----- 2月 2,700枚
配布先：市民

（３）広報車による啓発

毎月10日の「少年を守る日」に、広報車で青少年の非行防止と健全育成を啓発するメッセージを流しながら巡回し、青少年の健全育成・非行防止等について市民の理解と協力を呼びかけるとともに、電話や来所による相談についての広報を行った。

平成29年度は、各小学校ブロックごとに年間2回ずつ、センター職員と当該ブロックの少年補導委員が巡回し、広報活動を行った。

（４）DVD・ビデオテープ等の貸し出し

当センターの業務の一環として、青少年の健全育成・非行防止関係のDVD・ビデオテープを用意している。学校での生徒指導（薬物乱用教室、情報モラル教室等）や地区懇談会、愛護補導連絡会等にも活用されている。

平成29年度に購入したDVDは、「便利？それとも危険？～ケータイ・スマホでのコミュニケーションを考える～」である。

また、利用状況調査からみると、平成29年度は延べ51回、7,416人に視聴された。活用された主なものは、「スマホの安全な使い方教室 気をつけようSNSのトラブルに」「ドラッグの悲劇 脱法ハーブが奪った未来」「～事故の加害者にならないために～安全な自転車のルール」「たばこの煙 その影響は？ 広がる禁煙社会」「便利？それとも危険？～ケータイ・スマホでのコミュニケーションを考える～」等である。

（５）平成28年度「愛護活動概要」の配布

平成28年度「愛護活動概要」を680部作成し、小・中・特別支援学校および市内5高校、少年進路相談員、少年補導委員、市教委関係、警察署、防犯協会、少年育成協会会員、他市町の各補導センターに配布した。

（６）その他

横断幕等による啓発

- ・7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に阪急伊丹駅、JR伊丹駅陸橋に横断幕を設置し、啓発を行った。
- ・11月の「子ども・若者育成支援強調月間」に阪急伊丹駅、JR伊丹駅陸橋に横断幕を設置し、啓発を行った。

3. 補導活動

(1) 街頭補導状況 (17 小学校区)

※ [] 内は前年同期

市内 135 名の少年補導委員で、小学校区ごとに毎月 4 回、補導活動を実施している。幼児から高校生までの少年だけでなく、大人に対しても声かけやあいさつ等を積極的に行っている。

【声かけ・会話等】 14,526人 [12,174人] +2,352人

本年度は、新規事業として『地域声かけ・見守りネットワーク事業』に取り組み、問題のある子どもたちだけでなく、幼児から大人まで多数の人たちに積極的に声かけ、会話などを行っている。

【あいさつ】 27,193人 [14,884人] +12,309人

上記同様、大きく増加している。

【遊びに関すること】 481人 [373人] +108人

昨年度と比較すると大きく増加している。

これは、新規事業の推進に伴い、公園やゲームセンター等で問題の有無に関わらず、声かけをしているためである。

「その他」の内容は、イオン等のフードコート、川遊び、路上での遊び（スケボー等）、木登り等をしている子どもたちへの声かけである。

今後も、少年補導委員による積極的な声かけをしていきたい。

【ぐ犯・不良行為】 94人 [69人] +25人

「シンナー・ボンド」「怠学・怠業」についての人数は 0 人。

「喫煙」については、高校生・他で 7 人である。

「夜遊び」「その他」が増加している要因は、上記同様、補導活動時における積極的な声かけである。

「その他」の内容は、コンビニ駐車場でのたむろ、無人団地内での気になる行為（オートバイの解体）等への声かけである。

【交通に関すること】 1,903人 [1,917人] -14人

「無灯火」は全体の半数以上で、その 7 割が大人への声かけである。

少年補導委員が注意しても無視されることも多いが、子どもへの手本という意味からねばり強い声かけをしている。

「横隊通行」は、阪急伊丹線の踏切（御願塚北踏切）における声かけである。

踏切が狭いうえ、下校時に通行する児童が集中し危険なため、少年補導委員も重点的に見守っている。

「その他」で多いのが、自転車に乗りながらのスマホ操作と自転車レーンの逆走である。根本的な啓発が必要であると考える。

【その他】

本年度も一斉街頭補導（「少年を守る日」毎月 10 日）、繁華街特別補導（量販店内）、広域補導（宝塚・川西市との合同補導・情報交換）、夜間特別補導（6 月～10 月に 21 時

以降、各ブロックで年1回）、近隣ブロック合同補導（9月～10月）等を実施した。
 夜間特別補導における補導件数は、昨年度と比べ減少している。
 声かけの大半は、自転車無灯火であった。

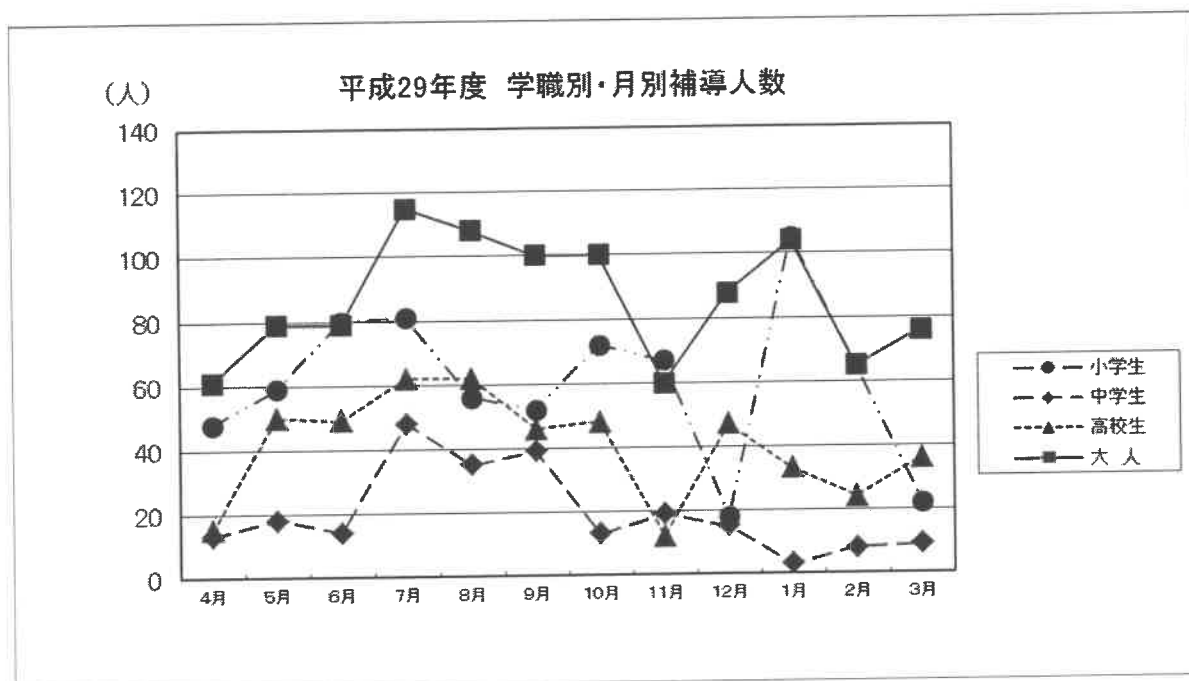
平成 29 年度 補導活動集計 (学識別)

(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

		幼小	中	高他	大人	合計	(前年度)
声かけ・会話等		10,707	800	584	2,435	14,526	(12,174)
		(7,850)	(1,166)	(907)	(2,251)	(12,174)	
あいさつ		16,975	2,031	2,388	5,799	27,193	(14,884)
		(8,520)	(1,307)	(1,114)	(3,943)	(14,884)	
遊びに関する こと	火遊び(花火等)	0	0	6	0	6	(13)
	公園、店等での迷惑行為	39	7	5	4	55	(49)
	ゲームセンター	61	40	29	6	136	(99)
	危険な遊び(エアガン等)	9	4	3	0	16	(0)
	その他	178	42	30	18	268	(212)
	計	287	93	73	28	481	(373)
		(192)	(101)	(54)	(26)	(373)	
ぐ犯・不良 行為	喫煙	0	0	5	2	7	(6)
	シンナー・ボンド等	0	0	0	0	0	(0)
	夜遊び(午後8:00以降)	0	9	37	2	48	(42)
	飲酒	0	0	0	1	1	(0)
	けんか・乱暴	0	0	0	0	0	(15)
	怠学・怠業	0	0	0	0	0	(0)
	その他	0	10	23	5	38	(6)
	計	0	19	65	10	94	(69)
		(6)	(19)	(43)	(1)	(69)	
交通に 関すること	自転車二人乗り	3	20	30	11	64	(143)
	自転車無灯火	50	47	224	892	1,213	(1,298)
	信号無視	0	1	9	31	41	(79)
	横隊通行	317	45	41	33	436	(252)
	バイク等違反行為	0	2	1	5	8	(9)
	その他	68	7	41	25	141	(136)
	計	438	122	346	997	1,903	(1,917)
		(311)	(141)	(363)	(1,102)	(1,917)	
総 計		725	234	484	1,035	2,478	(2,359)
		(509)	(261)	(460)	(1,129)	(2,359)	

※高他…高校生・無職・有職少年など

() 内は平成 28 年度同期 (単位：人)



(2) 特別街頭補導

通常 17 地区別街頭補導の他に、市内繁華街の補導と全市的行事や他団体との合同一斉補導の際には特別割り当てによる補導も実施している。また、21 時以降深夜にかけての徘徊が多いことから、ブロックごとに年 1 回の夜間特別補導を実施した。夜間特別補導には、少年愛護センター職員が同行し、阪神北少年サポートセンターにも協力をお願いした。

- ・ 繁華街特別補導（J R伊丹駅周辺、イオンモール伊丹昆陽）
- ・ 夜間特別補導 17ブロックで実施
- ・ 全市一斉愛護パトロール（夏季） 平成 29 年 7 月 12 日（水）
- ・ 全市一斉愛護パトロール（冬季） 平成 29 年 12 月 13 日（水）

(3) 広域街頭補導

① 近隣市との合同補導

青少年のつながりが広域化しているため、近隣市との合同補導を 3 回実施した。

- ・ 三市（宝塚市・伊丹市・川西市）合同補導 川西能勢口駅周辺（川西市主催）
- ・ 宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導 イオンモール伊丹昆陽（伊丹市主催）
- ・ 川西市・伊丹市少年補導委員合同補導 J R伊丹駅周辺（伊丹市主催）

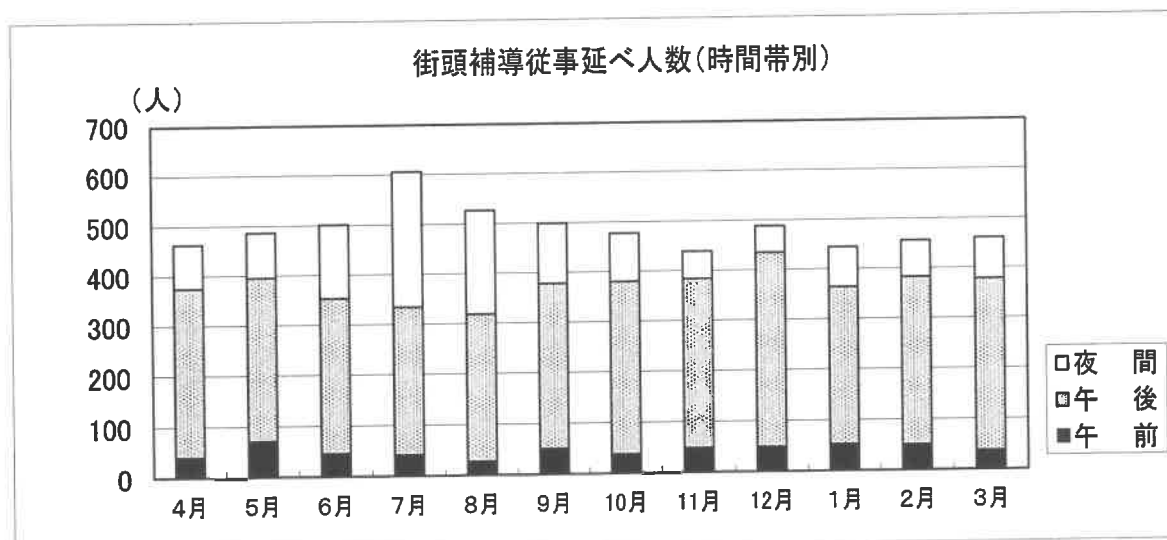
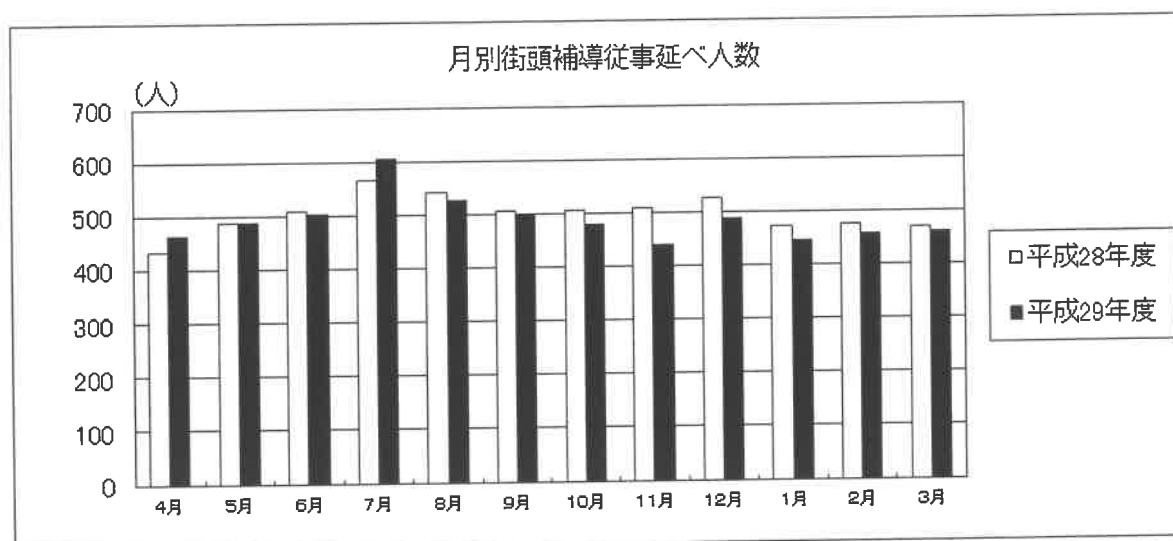
② 伊丹・宝塚隣接四校連絡協議会

宝塚市（長尾中、安倉中）と伊丹市（天王寺川中、荒牧中）の校区担当少年補導委員・PTA・教員・宝塚市学校教育課・青少年センター職員・伊丹市学校指導課・少年愛護センター職員が合同で補導巡回し、終了後連絡会を開催して、各地域の問題点に関する情報交換を実施した。

- ・ 夏季 平成 29 年 7 月 5 日（火）
- ・ 年末 平成 29 年 12 月 5 日（火）

平成 29 年度 街頭補導従事延べ人数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(人)	28年度
29年度	街頭補導従事延べ人数														
	午前	40	72	46	42	28	51	38	48	49	53	51	38	556	581
	午後	335	323	307	292	291	327	342	336	386	311	332	340	3,922	3,668
	夜間	88	91	148	272	208	121	97	55	53	80	73	83	1,369	1,752
	計	463	486	501	606	527	499	477	439	488	444	456	461	5,847	6,001
28年度	補導回数(回)	115	129	124	175	135	129	125	110	155	118	114	120	1,549	1,498
	補導延べ(人数)	433	488	507	566	543	505	506	509	526	472	476	470	6,001	
	補導回数(回)	97	119	120	156	119	120	123	129	159	119	119	118	1,498	



4. 相談活動

当センターでは、子どもに関する様々な悩みについて、電話・来所・メールによる相談を受け付けている。また、中学校を卒業した後の1年間は、少年進路相談員による進路相談を受け付けている。

(1) 電話相談

昭和53年3月から悩みの電話相談を受け始め、昭和56年4月「青少年悩みの電話相談」として正式に開設した。昭和58年4月からは県が「すこやかテレホン」を開設したが、平成9年から県・市統合の「なやみ電話相談」事業となり、現在に至っている。匿名で青少年や児童生徒、また、その保護者等が電話で相談するものである。

① 実施の方法

○相談時間 月曜日～金曜日・・・10:00～19:00 土曜日・・・13:00～17:00

○相談担当者 少年愛護センター職員・電話相談員

② 傾向および課題

年間の相談件数は、125件（昨年度 173件）で昨年度より48件減少した。その内、青少年児童に関する相談件数は、93件（昨年度 141件）で昨年度より48件減少した。電話相談では対応が難しく、相談者が了承される場合には、来所相談につなげ対応を継続した。

○内容別状況

青少年や児童に関する相談の内、「しつけ・子育て」が24件（昨年度 56件）、「不登校」が15件（昨年度 30件）と、いずれも昨年より減少したものの最も多かった。次いで、「身体・健康・発達障害」が11件と、昨年度と同数であった。

「いじめ」に関する相談は7件（昨年度 6件）だった。相談の程度や緊急性などを慎重に判断しながら相談にあたり、必要に応じた措置を講じた。

○対象者別状況

青少年や児童に関する相談では、「小学生」が31件（昨年度 57件）、「中学生」が30件（昨年 33件）とほぼ同数で最も多く、「幼児」16件（昨年 30件）と「高校生」16件（昨年 7件）が同数であった。

不登校15件の内訳は、「小学生」3件・「中学生」9件・「高校生」3件であった。不登校の原因については、いじめ等が絡んでいないか慎重に対応するよう心がけた。

○相談者別状況

「保護者」からの相談が86件（昨年度 126件）で、相談者全体の約70%と最も多くなっている。そのうち母親からの相談が79件（約92%）を占めており、母親がしつけや子育て、不登校についての悩みを一人で抱え込んでいる状況がうかがえる相談が多かった。その都度、相談者の話に傾聴し、共に考え、相談者自身が解決の糸口をつかめられるよう務めた。

○対象者の男女別割合

相談対象者を男女別にみると、男子が約54%、女子が約46%だった。そのうち、青少年外の相談を除いた子どもに関する相談は、男子が52件、女子が41件で男子が多かった。

○月別受理状況

11月が16件と最多で、次いで12月に14件を受理している。入学後、学校生活に慣れ始める5、6月から相談が増え始め、夏季や夏休み明けにかけ徐々に増加した。

電話相談 内容別状況

(件数)

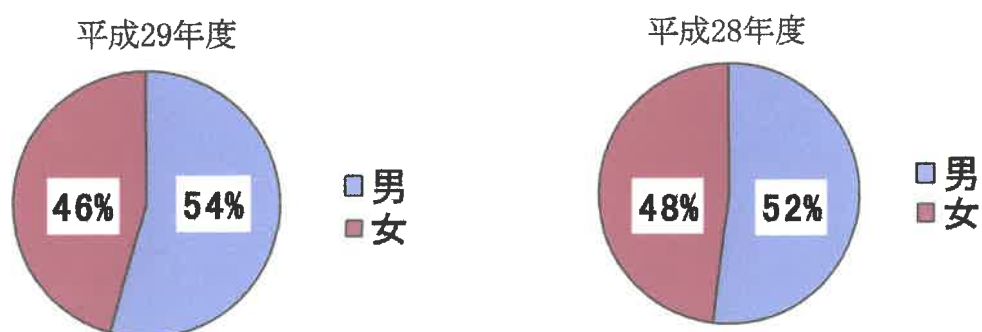
内容 年度	いじめ	不登校	進路・学習	友人関係	異性・性	親子（家族）関係	しつけ・子育て	身体・健康・発達障害	性格	非社会的行動	反社会的行動	学校・教師の指導	その他	合計
平成 29 年度	7	15	8	10	3	9	24	11	0	0	2	6	30	125
平成 28 年度	6	30	5	7	3	4	56	11	0	1	7	8	35	173

電話相談 対象者・相談者別状況

(人数)

対象者・相談者 学職別	相談対象者		相談者	
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度
幼 児	16	30	0	0
小 学 生	31	57	2	2
中 学 生	30	33	0	3
高 校 生	16	21	6	4
他青少年	0	1	0	0
保 護 者			86	126
そ の 他	32	31	31	38
合計（件数）	125	173	125	173

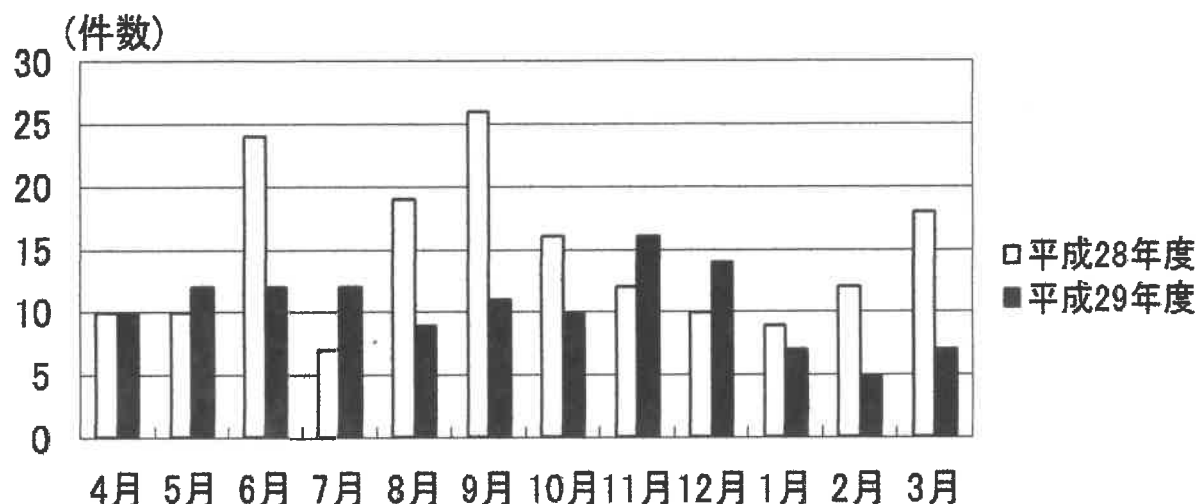
＜電話相談 対象者の男女別割合＞



電話相談 月別受理状況

(件数)

年度 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	10	12	12	12	9	11	10	16	14	7	5	7	125
平成28年度	10	10	24	7	19	26	16	12	10	9	12	18	173



(2) 来所相談

来所相談は1回で終了するが多いが、状況に応じて継続して相談にあたる場合もある。

ケースによっては、こども家庭課、阪神北少年サポートセンターなどの関係機関と連携して進めている。

① 実施の方法

○相談時間 月曜日～金曜日 10:00～17:00

○相談担当者 少年愛護センター職員

② 傾向および課題

子どもが保護者や教師等に付き添われて来所することもあるが、相談対象が中・高校生の場合は保護者や教師だけの相談になるケースが多い。

○内容別状況

平成29年度は来所による相談として21件を受理した。

相談内容として21件中5件が「反社会的行動」、同じく5件が青少年外の成人の同一人物からの就職に関する悩み等の「その他」で最も多かった。「不登校」については3件と、昨年度(9件)より大幅に減少している。

相談内容は深刻なものが多く、青少年を取り巻く環境や青少年自身の悩みは複雑であると考えられる。

対象者のほとんどが自分を理解してくれる人や愛情を持って接してくれる人を求めているのではないかと考えられるため、対象者や保護者に対しては、カウンセリング的な働きかけを続けながら根気よく傾聴し相談や指導にあたることが求められる。

また、今後も必要に応じて継続的な相談につなげ、学校や関係機関と連携し子どもの問題行動や親子関係等の改善に努めていきたい。

○対象者・相談者別状況

継続相談のケースが多く、全受理件数中、半数近い10件が電話相談やメール相談から来所相談に移行したものであった。

対象者は、「中学生」と「高校生」がともに6人で最も多かった。平成28年度は18人で最も多かった「中学生」が、3分の1に減少した。「小学生」は3人で、平成28年度の6人から半減した。

相談者のうち、保護者からの相談は多くが母親で13件、父親の来所相談は2件であった。

○対象者の男女別割合

男女別では、男子が10件（約48%）、女子が11件（約52%）であった。

○月別受理状況

11月は0件、その他の月は1～4件の相談を受理した。

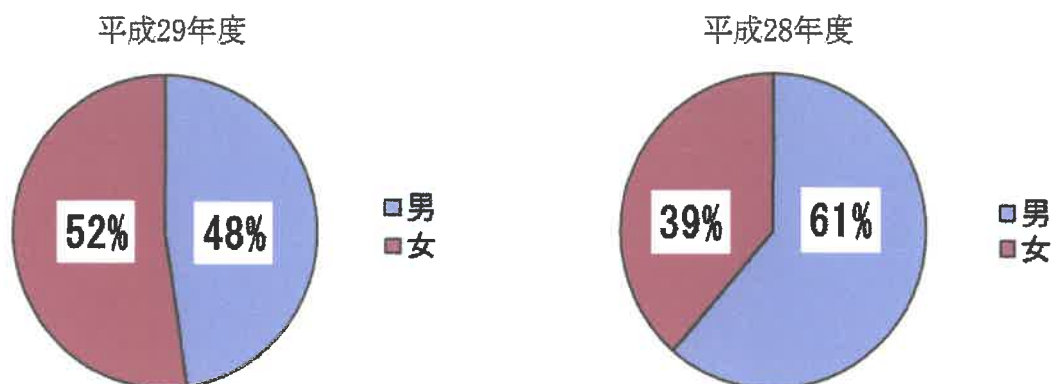
来所相談 内容別状況 (件数)

相談 内容 年度	いじめ	不登校	進路・学習	友人関係	異性・性	親子（家族）関係	しつけ・子育て	身体・健康・発達障害	性格	非社会的行動	反社会的行動	学校・教師の指導	その他	合計
平成 29 年度	0	3	2	0	3	1	2	0	0	0	5	0	5	21
平成 28 年度	0	9	1	0	0	2	2	0	0	4	12	0	1	31

来所相談 対象者・相談者別状況 (人数)

対象者・相談者 学職別	相談対象者		相談者	
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度
幼 児	0	0	0	0
小 学 生	3	6	1	3
中 学 生	6	18	3	9
高 校 生	6	5	1	3
他青少年	0	0	0	0
保 護 者			15	22
教 師			3	4
そ の 他	6	2	6	2
合計（件数）	21	31	29	43

来所相談 対象者の男女別割合

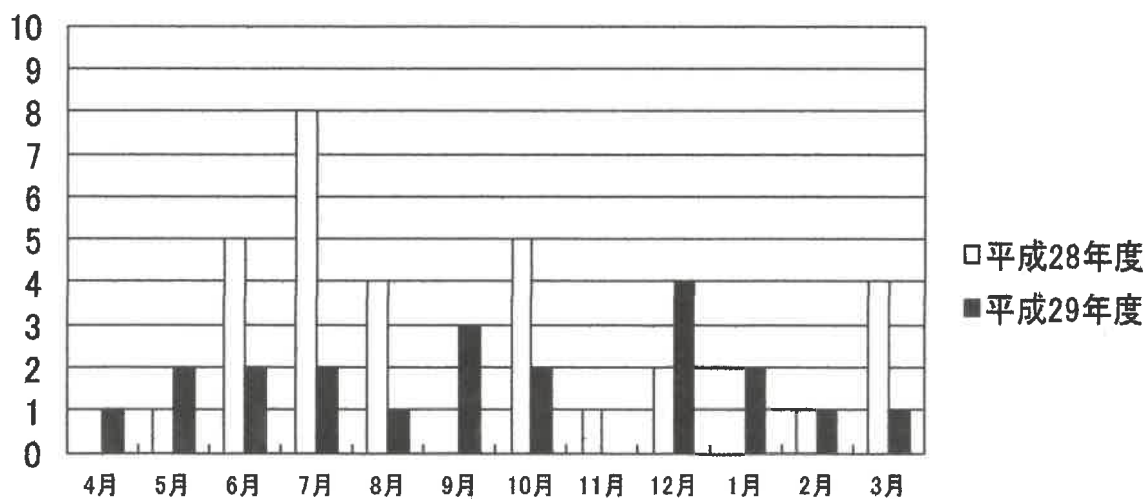


来所相談 月別受理状況

(件数)

年度 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	1	2	2	2	1	3	2	0	4	2	1	1	21
平成28年度	0	1	5	8	4	0	5	1	2	0	1	4	31

(件数)



(3) メール相談

メールによる相談は、文字による受け答えとなるため、文章表現によって誤解を招くことのないよう、返信内容を慎重に考え丁寧な対応を心がけている。

平成28年度のメール相談の件数は12件であったが、平成29年度は10件とやや減少した。

メール相談 受理状況 (平成29年4月～平成30年3月)

相談者	対象者	内容	回数
母親	幼児	進路（幼稚園）	1 (1)
母親	小学6年男子	子育て	1 (1)
母親	中学2年男子	不登校・ひきこもり	1 (2)
母親	幼児	しつけ	1 (1)
母親	小学1年女子	子育て	1 (1)
母親	幼児	子育て	1 (1)
母親	小学5年女子	子育て	2 (2)
本人	高校3年女子	身体・健康	1 (1)
母親	小学2年女子	子育て	1 (1)
合 計			10 (11)

() は受信回数

(4) 少年進路相談

教育長が市内8中学校区に各2名の少年進路相談員を委嘱し、中学卒業後の一年間に焦点を当てた少年進路相談を行っている。

ねらいは、高校等中途退学者や早期離職者の減少を図ることであり、やむを得ず中退・離職した卒業生に対しては、適切な進路変更や再就職のための相談活動を充実させ、卒業生が自ら意欲を持って進路を切り拓けるよう支援している。

卒業生の動向に関する情報収集・交換を行うとともに、研修を通して相談員自身の資質の向上に努めている。

①少年進路相談員連絡会

少年進路相談員、伊丹市中学校長会担当校長、各中学校進路相談推進担当教諭、学校指導課指導主事、尼崎公共職業安定所就職促進指導官、少年愛護センター職員等が出席し、研修会も含め毎月1回、年間計12回開催した。

相談員が得た情報や相談活動について情報交換を行い、よりよい支援の方法を探った。

また、相談員としてのあり方を考え、資質向上を図ることなどを目的として、グループトークやケーススタディを実施した。

年1回（10～12月）市内外の公立高校を訪問し、卒業生の実態把握に努めた。

②少年進路相談員研修会

5月「相談活動を行うにあたって」

スクールカウンセラー・臨床心理士 福島 美由紀 氏

8月「自然豊かな環境で高校生活 Saiスタート」

西宮甲英高等学院・猪名川甲英高等学院

理事長 大前 繁明 氏

10月 訪問研修 学校法人早稲田大阪学園 向陽台高等学校
(概要説明・授業参観と施設見学・質疑応答)

12月 「伊丹市少年進路相談員に期待すること」

伊丹市立松崎中学校

前校長 蘆原 時政 氏

③少年進路相談活動の反省・課題等

- ・少年進路相談員の活動を高校訪問や学校行事等の様々な場でPRし、生徒や保護者に周知していく。
- ・卒業生の情報をどのように把握するか。
- ・少年進路相談員研修会だけでなく、センター等で行う他の研修会にも積極的に参加し、相談員としてのスキルを高める。
- ・個人情報の適切な管理と守秘義務の徹底。

平成29年度 少年進路相談員活動状況

月 内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ 人数	実人数
相談	1	0	1	1	1	3	1	1	0	0	0	0	9	5
情報	3	5	5	13	11	5	2	5	4	2	2	0	57	40
合計	4	5	6	14	12	8	3	6	4	2	2	0	66	45

5. 健全育成活動

(1) 学校補導連絡会

中学校PTA愛護部と少年補導委員、関係機関の連携を目的とし、中学校単位で、学校関係者・PTA愛護部・校区少年補導委員・少年進路相談員・保護司・主任児童委員・阪神北少年サポートセンター・少年愛護センター職員が参加し、市内の補導状況や校区の様子、環境浄化等について情報交換を行い、今後の愛護活動について協議した。

<第1回>

中学校名	月 日	曜日	時間	場所	内 容	出席者数
東 中	6月12日	月	16:00	図書室	情報交換・協議、校内・校区の様子	38
西 中	6月13日	火	14:35	第2理科室	情報交換・協議、校内・校区の様子	38
南 中	6月12日	月	16:00	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	40
北 中	6月12日	月	16:30	いたみホール 多目的ホール	情報交換・協議、校内・校区の様子	56
天王寺川中	6月14日	水	18:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	39
松 崎 中	6月12日	月	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	31
荒 牧 中	6月 7日	水	18:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	46
笹 原 中	6月13日	火	16:15	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	40

合計8会場 328名

<第2回>

中学校名	月 日	曜日	時間	場所	内 容	出席者数
東 中	10月16日	月	16:10	図書室	情報交換・協議、校内・校区の様子	35
西 中	11月13日	月	15:30	技術室	情報交換・協議、校内・校区の様子	31
南 中	10月16日	月	16:15	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	42
北 中	10月23日	月	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	28
天王寺川中	10月12日	木	18:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	32
松 崎 中	10月10日	火	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	42
荒 牧 中	10月 4日	水	18:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	46
笹 原 中	10月24日	火	16:15	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	33

合計8会場 289名

<第1回学校補導連絡会の情報交換・協議の主な内容>

- ・学校内は落ち着いており、大きな問題行動等は発生していない。
- ・不登校生徒については、適応教室への通所等個別に対応しており、今後も登校につながるように努める。また、少しずつ欠席が増えている生徒についても、不登校にならないような対策をとる。

- ・各学年の大きな行事（林間学校、トライやる・ウィーク、修学旅行）では、特に大きな問題もなく、無事に終わることができた。全体的には、生徒たちはよくがんばっていた。
- ・校区内の公園や気になるお店等の補導活動の際、中学生はあまり見かけないが、出会ったときは積極的に声をかけており、中学生からも気持ちのよい挨拶が返ってくる。
- ・自転車の乗車マナーが良くない中学生を見かけることもあるが、むしろ大人のマナーの方が悪い。
- ・不審者の情報が多い。情報が入れば、その都度パトロールを行っている。不審者等を見かけたり被害に遭ったりした場合は、まずは警察に電話を入れること。
- ・スマートフォン等を使用したSNSトラブルが多く発生しており、課金ゲーム等、関連する相談も多い。
- ・学校、家庭、地域、関係機関が連携し、子どもを見守ることが重要である。

<第2回学校補導連絡会の情報交換・協議の主な内容>

- ・学校内は落ち着いている。
- ・問題行動の報告件数は、昨年度、一昨年度と比較して減少している。
- ・SNS上のトラブル等、表面化しにくい問題が増えており、把握が難しい。
- ・学習会、講演会等を開催するなど、SNS上のトラブル未然防止に努めている。
- ・LINE等のトラブル防止のため、生徒会でルールを作り、学校全体で遵守に努めている。
- ・不登校への対策として、家庭と連携を密に行っている。また、各授業の中で、仲間意識を育てるようにしている。
- ・道徳の時間に、心を育てる取り組みを行っている。
- ・夜間、公園にたむろしている生徒がおり、指導している。
- ・学力をつけることにより問題の未然防止に努めることが大切であると考え、小学校と連携して家庭学習の習慣付けをしようと計画している。
- ・登下校中の交通マナーに関する苦情を受けており、巡回しながら指導と啓発を行っている。
- ・登校中及び下校中に、不審者と遭遇したり暴行を受けたりする事案が発生している。
- ・生徒が置き引きの被害にあったが、現在は発生していない。
- ・風紀指導、無断外泊、家出等の問題について指導している。
- ・給食は、スムーズに準備できるようになった。

(2) 愛護補導連絡会

小学校PTA愛護部と少年補導委員と関係機関の連携を目的とし「校区の子どもは校区の住民が守り育てる」という観点にたち、地域ぐるみの環境浄化や補導活動（愛の一声）を推進した。

年3回の開催を計画し、第1回は6月15日（木）に全体会を行った。第2回は各学校単位で9月中旬～11月初旬に、校区内の子どもたちの健全育成や交通ルール等をテーマに実施した。第3回は、2月27日（火）に全体での講演会とグループに分かれての情報交換会を開催した。

<第1回>

- 1 日 時 平成29年6月15日（木）15:00～16:45
- 2 場 所 伊丹市立総合教育センター 2階 研修室
- 3 内 容 (1) 出席者紹介

(2) 愛護補導連絡会の趣旨説明

(3) 情報交換

- ・伊丹警察署生活安全課少年係 ・阪神北少年サポートセンター
- ・主任児童委員 ・少年愛護センター

(4) ブロック別協議

4 参加者

- ・少年補導委員連合会会長 ・PTA連合会愛護厚生委員長 ・伊丹警察署生活安全課少年係長
- ・阪神北少年サポートセンター所長 ・小学校長会生徒指導担当校長 ・主任児童委員 6 名
- ・PTA愛護部 36 名 ・小学校教員 17 名 ・少年補導委員 25 名 ・事務局 5 名 計 94 名

<第2回>

小 学校名	月日	曜日	時間	場 所	主な内容	出席者数
伊 丹 小	10 月 17 日	火	10:00	会議室	「学校・家庭・地域のトライアングルで子育てを」 ～学校にどう相談し、どう連携していくか～ 講師:学校指導課 指導主事 竹内 善一 氏	43
稲 野 小	9 月 11 日	月	10:30	稲小ホール	①校区内の子ども安全を守る活動について ②子どもとスマホに関するグループ討議 講師:生活指導担当 拝野 佳生 教諭	33
南 小	9 月 25 日	月	10:00	なかよしルーム	「子どもをとりまくデジタル環境」 講師:南中学校 寺井 浩治 教諭	46
神 津 小	9 月 21 日	木	10:00	多目的室	「スマートフォン・インターネットの危険性について」 講師:阪神北少年サポートセンター 大浦 吏都子 氏	42
緑 丘 小	9 月 19 日	火	10:00	多目的室	「子供の安全について」 講師:伊丹警察署生活安全課警部補 弓指 直也 氏 DVD視聴・意見交換 ①「学童の安全を守るための防犯防災対策」 ②「ちょっと待って携帯」ルールとマナーを守ろう	43
桜 台 小	9 月 15 日	金	10:00	会議室	DVD視聴・意見交換「便利?それとも危険?ケータイ・ ネットでのコミュニケーションを考える」	25
天神川小	10 月 13 日	金	10:00	多目的室	「子どもの携帯電話の使い方や SNS の使用について」	38
笹 原 小	9 月 20 日	水	10:00	多目的室	「学校・家庭・地域のトライアングルで子育てを」 ～学校にどう相談し、どう連携していくか～ 講師:学校指導課 指導主事 竹内 善一 氏	42
瑞 穂 小	9 月 26 日	火	13:00	多目的室	「サイバー空間の危険から子どもを守るために」 講師:兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 警部補 本田 英理 氏	22
有 岡 小	10 月 11 日	水	10:00	有っこホール	DVD視聴・意見交換「ちょっと待って、ケータイ」 ～被害者にも加害者にもならないために～	38
花 里 小	11 月 6 日	月	10:00	花里ホール	「あーよかったな あなたがいて ～わたし大好き あなた大好き～」(自尊感情を育むということについて) 講師:教育サポーター 仲島 正教 氏	55
昆陽里小	9 月 15 日	金	10:00	ふれあいルーム	「思春期の子どものこころ」について 講師:昆陽里小SC 村上 未希 氏	29
摂 陽 小	9 月 21 日	木	10:00	ふれあいルーム	DVD視聴・意見交換「便利?それとも危険?ケータイ・ ネットでのコミュニケーションを考える」	23

鈴原小	9月20日	水	10:00	りんりんホール	「子供見守り day」実施後の見直しと改善策の検討	53
荻野小	9月19日	火	10:00	多目的室	「自転車の安全講習会」 DVD視聴「自転車は車のなかまです」	30
池尻小	10月25日	水	10:00	多目的室	「スマホについて」 講師：阪神北少年サポートセンター所長 古味 健二 氏	57
鴻池小	10月11日	水	10:00	ランチルーム	DVD視聴・意見交換「便利？それとも危険？ケータイ・ ネットでのコミュニケーションを考える」	33

合計 17 会場 652 名

<第2回愛護補導連絡会の情報交換・協議の主な内容>

- ・特に大きな問題は発生していない。落ち着いている。
- ・不審者や変質者に出会う等、何かあったときはためらわず 110 番通報してほしい。
- ・地域の少年補導委員は、補導委員の顔を覚えてもらえるよう声かけを精力的に行うと同時に、きれいな街では犯罪も起こりにくいことから、ゴミを拾う等きれいな街づくりにも力を入れている。
- ・少年補導委員だけでなく、みんなで声かけやゴミ拾いをしていきたい。
- ・スマートフォン等の所持率が高く、フィルタリングの設定をすることやルールづくりが重要である。
- ・スマートフォン等の機器を持たせる親が、我が子の動向を注視していくことが大切である。
- ・大人が子どもに我慢やモラルを身につけさせることが大切である。
- ・安全な自転車の乗り方について
 - 通勤通学時間帯に猛スピードで走る
 - 通学時の高校生の自転車の乗り方（並走、逆走）
 - スマホを操作しながらの運転、無灯火
 - 子どもにヘルメットを着用させたいが、恥ずかしがって着用しない、等
- ・公園で遊ぶ子どもたちについて
 - ボール遊び禁止の公園が多いが、子どもたちにとっては、野球等をして遊べる公園が無くてかわいそうに思う部分もある。

<第3回愛護補導連絡会>

- 日時 平成 30 年 2 月 27 日（火）15:15～16:45
- 場所 伊丹市立総合教育センター 2 階 研修室
- 内容
 - (1) 講演
 - 演題「市内の中学生の現状について」
 - 講師 伊丹市立南中学校
 - 不登校担当 寺井 浩治 教諭
 - (2) 情報交換
 - (3) その他

4 参加者

- ・少年補導委員連合会会長 ・ P T A 連合会愛護厚生委員長 ・主任児童委員 6 名
- ・小中学校 P T A 45 名 ・小学校教員 19 名 ・中学校教員 8 名 ・少年補導委員 46 名
- ・事務局 7 名

計 133 名

(3) 地区懇談会等への参加

行事名	月日	曜日	時間	場 所	内 容
桜台地区「地域ボランティア」情報交換会	4月8日	土	10:00	桜台小会議室	子どもの安全（見守り等）に関する現状把握と防犯知識の向上を図る
コミュニティ笹原協議会総会	5月21日	日	14:00	ラストホール	地域ビジョン活動報告
荻野小 少年補導委員を囲む会	5月26日	金	10:00	荻野小 多目的室	P T A愛護部と少年補導委員の情報交換
南小愛護部 合同地区懇談会	6月12日	月	10:00	南小 なかよしルーム	テーマ「子どもを守る地域づくり」
鈴原小 愛護りんりん連絡会	6月15日	木	10:00	鈴原小 りんりんホール	・子ども見守りデーについて ・地区別検討会
神津地区防犯懇談会	6月21日	水	19:00	K-maison ときめき ときめきホール	テーマ「地域の安全と交通安全について」
有岡小地区懇談会	6月23日	金	15:30	有岡小 有っ子ほーる	テーマ「子どもを守ろう！安心・安全な地域づくり」 ～子どもを取り巻く環境について考える～
天神川地区懇談会	7月6日	木	15:30	天神川小 P T A会議室	テーマ「登下校の安全について」
鈴原小 愛護りんりん連絡会	1月24日	水	10:00	鈴原小 りんりんホール	・子どもの安全を考える専門委員会から ・子ども見守りデーについて ・地区別検討会

○伊丹・宝塚隣接四校連絡協議会（天王寺川中、荒牧中、長尾中、安倉中）

平成29年7月5日（水）…夏季 伊丹・宝塚隣接四校夜間パトロール

平成29年12月5日（火）…年末 伊丹・宝塚隣接四校夜間パトロール

○市内一斉パトロール

平成29年7月12日（水）…全市一斉愛護パトロール（夏季）

平成29年12月13日（水）…全市一斉愛護パトロール（冬季）

伊丹市P T A連合会、小中学校、少年補導委員連合会、伊丹警察署、伊丹防犯協会
阪神北少年サポートセンター、都市安全企画課、教育委員会、少年愛護センター等



全市一斉愛護パトロール（懸垂幕）

6. 環境浄化活動

(1) 有害環境の浄化

有害図書類の回収

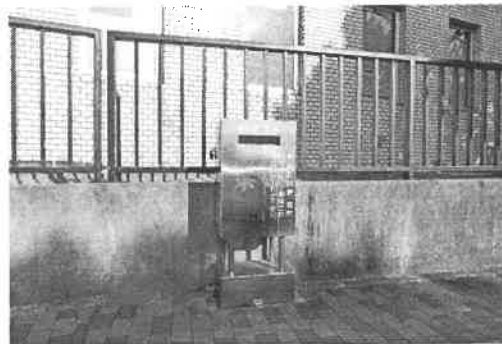
平成29年度 有害図書回収状況 平成29年4月～平成30年3月

設置場所	4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月		合 計	
	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計	有害	計
裁 判 所 前	104	104	63	63	23	23	102	102	50	50	55	55	28	28	118	137	67	81	47	65	32	35	89	89	770	832
J R北伊丹駅駐輪場	19	19	0	1	5	5	12	13	5	5	91	91	4	4	0	1	58	58	7	7	35	35	41	41	277	280
バラ公園バス停	53	53	21	21	13	13	20	20	72	72	27	27	50	54	4	4	39	39	5	5	116	116	13	13	433	437
荒牧バス停	81	81	27	27	16	16	24	24	102	102	81	81	0	0	27	27	87	87	32	36	22	23	38	39	537	543
北セセンター前	51	51	8	9	2	2	46	46	66	66	30	30	6	6	4	4	0	0	7	7	4	4	89	89	313	314
中野西公園	1	2	51	55	5	5	30	30	0	0	2	2	10	10	2	2	33	33	0	0	47	51	3	3	184	193
山田バス停	22	22	0	0	7	7	0	0	0	0	3	3	0	0	9	9	20	20	14	25	6	6	9	9	90	101
車塚公園内	29	29	64	65	46	46	43	43	51	51	18	18	79	79	34	35	49	50	16	16	19	19	73	73	521	524
阪急稲野駅	20	20	13	17	12	12	55	55	40	40	25	25	0	0	9	14	53	55	15	30	24	24	35	35	286	327
南セセンター前	19	19	112	112	432	432	67	67	17	17	20	20	12	12	16	16	28	28	60	60	2	2	10	10	795	795
阪急新伊丹駅	40	40	54	54	19	19	47	54	29	29	47	47	21	24	100	102	70	70	13	13	3	3	14	15	457	470
女性児童センター	171	171	19	19	21	21	7	7	17	17	77	79	30	39	0	16	89	93	3	6	6	21	15	15	455	504
阪急伊丹駅	23	30	5	6	7	7	15	15	10	10	8	11	0	0	2	2	63	66	59	64	95	102	9	9	296	322
いたみホール	169	169	66	66	41	41	128	128	84	84	5	5	104	110	11	41	26	26	2	3	17	17	6	6	659	696
西桑津バス停	27	28	0	0	6	6	21	21	5	5	4	4	378	382	2	2	15	16	59	59	5	5	0	0	522	528
J R伊丹駅1階	1	1	34	37	152	152	18	30	22	22	43	49	1	16	10	14	105	109	42	47	12	24	11	23	451	524
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	830	839	537	552	807	807	635	655	570	570	536	547	723	764	348	426	802	831	381	443	445	487	455	469	7,046	7,390

※ 計の数は無害図書を含んだ数

有害図書回収状況

	有害図書類		A Vテープ		D V D ・ C D		有害合計		無害図書類	
	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29
4月	162	299	33	55	267	476	462	830	39	9
5月	333	162	269	95	358	280	960	537	6	15
6月	139	88	49	67	265	652	453	807	26	0
7月	107	264	37	26	163	345	307	635	6	20
8月	275	147	25	11	240	389	540	547	33	23
9月	211	152	50	11	271	373	532	536	3	11
10月	139	173	50	30	550	520	739	723	19	41
11月	207	166	42	36	435	146	684	348	15	78
12月	142	340	62	29	260	433	464	802	4	29
1月	190	130	78	43	233	208	501	381	5	62
2月	134	110	18	15	213	320	365	445	16	42
3月	103	193	227	19	102	243	432	455	9	14
合計	2,142	2,224	940	437	3,357	4,385	6,439	7,046	181	344



(2)「青少年を守る店」運動の推進

① 「伊丹市青少年を守る店連絡協議会」主催の研修

ア. 定期総会 6月23日(金) 14:00～16:10

伊丹市立総合教育センター 2階研修室 出席者 102名

・総会議案の審議と承認、役員の選出と承認

会長に株式会社 関西スーパーマーケット 静川 俊夫 氏が承認された。

・講演 「スマホやSNSトラブルの状況」

講師 NIT 情報技術推進ネットワーク株式会社

兵庫県警察サイバーパトロールモニター 嶋田 亜紀 氏

イ. 量販店部会 10月24日(火) 15:30～17:00

伊丹市立総合教育センター 3階多目的室 出席者 33名

・生徒指導事例発表 伊丹市立西中学校生徒指導担当 堺 晶浩 教諭

・講演 「量販店における最近の青少年の様子」

講師 イオンモール伊丹昆陽 渉外部長 辻井 清司 氏

ウ. 青少年健全育成研修会 11月9日(木) 14:00～16:10

伊丹市立労働福祉会館 (スワンホール) 3階多目的ホール 出席者 202名

・講演 「青少年の現状と家庭・地域の役割」

講師 千葉敬愛短期大学学長 明石 要一 氏

② 「青少年を守る店」協力店の拡大運動

市内の量販店及び店舗に青少年健全育成の協力を要請し、運動に協賛する店には店頭「愛の一声」ステッカーを貼付していただき、環境浄化の協力をお願いした。

協力店舗数は下表のとおりである。今後とも関係者の理解と協力を得ながら、青少年の健全育成と非行防止のために協力店の拡大に努めたいと考えている。

毎年、新規に協力して頂ける店舗があるものの、社会情勢の変化により平成23年度からは廃業による協力店の減少が続いている。

「青少年を守る店」運動協力店舗数一覧表 （平成25年度～平成29年度）

NO.	ブロック名	平成25年度 加入店舗数	平成26年度 加入店舗数	平成27年度 加入店舗数	平成28年度 加入店舗数	平成29年度 加入店舗数
1	伊丹	43	42	45	45	46
2	稲野	27	28	28	30	32
3	南	20	18	18	18	18
4	神津	18	16	15	15	15
5	緑丘	42	41	37	30	26
6	桜台	23	24	21	21	20
7	天神川	48	48	41	38	40
8	笹原	39	40	40	38	37
9	瑞穂	24	23	22	22	22
10	有岡	45	45	40	40	40
11	花里	30	31	35	35	35
12	昆陽里	49	47	45	49	49
13	摂陽	23	25	25	26	23
14	鈴原	20	19	17	18	18
15	荻野	40	38	38	38	36
16	池尻	17	19	16	16	15
17	鴻池	15	16	16	17	18
	合計	523	520	499	496	490

★「青少年を守る店」運動協力店届けの提出

★ 非行化の原因になると思われる商品販売の自粛

★ 店舗内がグループのたまり場にならないような配慮

★ 店舗内が非行の誘因にならないように改善

★ 子どもが危険を感じ避難してきた際の一時保護および関係機関等への連絡

(3) 環境実態調査の実施

青少年を守り育てる県民スクラム運動の一環として、地域の青少年を取り巻く環境の実態把握を行い、地域ぐるみの実践活動を支援するとともに、青少年愛護条例の適切な運用を図り、青少年の健全育成に資する事を目的に環境実態調査を行った。

ア. 実施期間 平成 29 年 10 月 6 日（金）～平成 29 年 12 月 8 日（金）

イ. 実施場所 市内全域

ウ. 調査対象	・図書類販売店	80 店
	・カラオケハウス	4 店
	・玩具店	3 店
	・ビデオレンタル店	6 店
	・インターネットカフェ、まんが喫茶	5 店
	・携帯電話事業者等	25 店



伊丹市少年を守る店連絡協議会 総会・研修会 伊丹市少年を守る店連絡協議会 量販店部会

7. 研修活動

少年補導委員、少年進路相談員等の資質向上に努めるとともに、青少年健全育成についての意識高揚を図る研修をすすめてきた。

(1) 市・少年補導委員研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
8月29日(火)	伊丹市少年補導委員全体研修会	・「補導活動の充実をめざして」 阪神北少年サポートセンター 所長 井上 賢二 氏 ・グループ討議 (情報交換) テーマ「補導活動について」	伊丹市立総合教育センター	89名
11月13日(月)	伊丹市少年補導委員実務研修会	「宝塚市における補導委員の活動について」 宝塚市青少年センター 所長 伊藤 章 氏 宝塚市青少年補導委員連絡協議会 会長 岡本 義弘 氏	伊丹市立総合教育センター	57名
12月18日(月)	伊丹市少年補導委員人権全体研修会	「LGBTについて正しく知ろう ～多様性を認め合える社会に～」 伊丹市人権教育指導員 波多江 みゆき 氏	伊丹市立総合教育センター	63名

(2) 市・健全育成研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
5月25日(木)	伊丹市青少年育成協会全体研修会	「絶こうちょう教育のヒント ～36年間の教育現場で考えたこと～」 兵庫県立三田西陵高等学校 校長 丹後 正俊 氏	アイフォニックホール	124名
6月23日(金)	伊丹市青少年を守る店連絡協議会研修会	「スマホやSNSトラブルの現状 ～子どもたちのネット利用状況を知る～」 NIT情報技術推進ネットワーク株式会社・兵庫県警察サイバーパトロール モニター 嶋田 亜紀 氏	伊丹市立総合教育センター	102名
10月24日(火)	伊丹市青少年を守る店連絡協議会量販店部会研修会	・生徒指導事例発表 「不登校・いじめ防止の取り組み ～西中学校の取り組み～」 伊丹市立西中学校 生徒指導担当 堺 晶浩 教諭 ・講話 「量販店における最近の青少年の様子」 イオンモール伊丹昆陽 渉外部長 辻井 清司 氏	伊丹市立総合教育センター	33名
11月9日(木)	伊丹市青少年健全育成研修会	「青少年の現状と家庭・地域の役割」 千葉敬愛短期大学 学長 明石 要一 氏	労働福祉会館(スワンホール)	202名
2月27日(火)	愛護補導連絡会研修会	・「市内の中学生の現状について」 伊丹市立南中学校 不登校担当 寺井 浩治 氏 ・中学校ブロックによる情報交換	伊丹市立総合教育センター	133名

(3) 市・他府県視察研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
6月28日(水)	伊丹市少年補導 委員正副理事 管外研修	施設訪問 京都医療少年院	京都府宇治市	29名
11月20日(月) ・21日(火)	伊丹市少年補導 委員管外研修	施設訪問 丸亀少女の家	香川県丸亀市	26名

(4) 市・進路相談員研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
5月16日(火)	伊丹市少年進路 相談員研修会	「相談活動を行うにあたって」 スクールカウンセラー・臨床心理士 福島 美由紀 氏	伊丹市立総合 教育センター	19名
8月17日(木)	伊丹市少年進路 相談員研修会	「自然豊かな環境で高校生活からのSai スタート」 西宮甲英高等学院・猪名川甲英高等 学院理事長 大前 繁明 氏	伊丹市立総合 教育センター	28名
10月17日(火)	伊丹市少年進路 相談員訪問研修	早稲田大阪学園向陽台高等学校 ・授業参観と施設見学 ・学校の特色と教育方針等の説明	大阪府茨木市	16名
12月12日(火)	伊丹市少年進路 相談員研修会	「これからの学校とのかかわり方」 伊丹市立松崎中学校 前校長 蘆原 時政 氏	伊丹市立総合 教育センター	21名

(5) 隣接市・阪神地区研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
7月14日(金)	阪神地区青少年補導 委員連絡協議会芦屋 大会・研修会兼青少 年を守り育てる地域 フォーラム	「育ちのもつれと子どものサイン ～いじめ・不登校問題から考える～」 神戸大学名誉教授 廣木 克行 氏	芦屋市民センター (ルナ・ホール)	20名

(6) 県・近畿地区研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
10月26日(木)	兵庫県青少年補導委 員大会・研修会	「少年は凶悪か～厳罰指向の中で～」 弁護士 菊地 幸夫 氏	姫路市文化 センター	25名
11月10日(金)	近畿地区青少年補導 センター連絡協議会 研修大会 兼 兵庫 県青少年補導センタ ー・兵庫県青少年補 導委員連合会会長・ 会長一日研修会	「子どもの笑顔を守るために私たちにで きること」 兵庫県児童虐待等対応専門アドバイザー 島田 妙子 氏	神戸市総合 教育センター	3名
2月16日(金)	青少年補導センタ ー所長研修会	「青少年愛護条例の改正並びに平成 30 年度県青少年課施策の概要説明」 県青少年課職員	神戸市青少年 補導センター	1名

8. 阪神北少年サポートセンターの活動

阪神北少年サポートセンターは、兵庫県警察本部少年育成課長が管理する県下 12 カ所の少年サポートセンターのうちの 1 つで、平成 11 年 4 月 1 日に開設されました。勤務員は、警察官 2 名と、少年の心理に専門的知識を有する少年補導職員 2 名の計 4 名で、伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡猪名川町の 3 市 1 町を担当区域として活動しています。

主な活動内容は、不良行為少年に対する街頭補導活動、少年相談や継続補導による非行少年等の立ち直り支援活動、学校等関係機関との連携による非行防止活動、少年を取り巻く有害環境の浄化活動などです。

以下、平成 29 年の活動を紹介します。

(1) 街頭補導

- 管内の主要駅周辺、大型量販店、ゲームセンター、カラオケボックス等少年の溜まり場になりやすい場所を巡回し、喫煙、飲酒、怠学等の不良行為をしている少年の補導、規範意識向上のための指導声かけを実施した。(309 名補導)
- 地域の少年非行の実態把握と少年の規範意識向上等を目的として、各市町の少年補導委員等の少年警察ボランティア、学校、関係機関と合同で特別補導を実施した。(20 回延べ 3,240 名参加 15 名補導)

(2) 少年相談

- 非行問題、学校問題、交友問題等少年の悩み困りごと相談を受け、必要な指導助言を行った。(32 件受理)

(3) 継続補導

- 非行防止上問題のある少年や、犯罪被害に遭った少年等に対し、家庭や学校等と連携して招致面接等による継続的な指導助言を行った。(52 人、56 回)

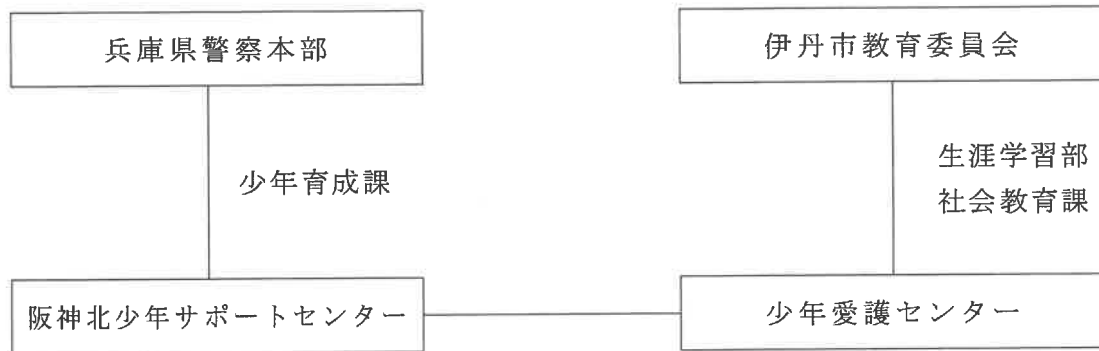
(4) 有害環境の浄化活動

- 少年愛護センターと連携し、有害な広告物、図書、営業店等の発見に努めたり、酒、煙草販売店に未成年の飲酒、喫煙防止のための指導や協力依頼を行った。
- 少年愛護センターと連携し、カラオケボックスやゲームセンター等少年の溜まり場への立ち寄りを実施し、実態把握と業者に対する指導を行った。
- 携帯電話販売店に対し、フィルタリングの普及・促進について協力を依頼した。

(5) 情報発信活動

- 少年の健全育成を図るため、小、中、高等学校を対象に、「非行防止教室」「薬物乱用防止教室」「情報モラル教室」を行うなど各種情報発信活動を行った。(42 回)
- 学校、関係機関等の会合において、警察の非行防止活動や少年非行の現状を伝え、連携の強化と警察への理解と協力を求めた。(96 回)

少年愛護センターと阪神北少年サポートセンターの連携



主に阪神北少年サポートセンターが参加した少年愛護センター事業

- ① 広報・啓発活動
 - ・「センター通信」
 - ・「愛護活動概要」の発行
 - ・薬物乱用防止キャンペーンの実施
- ② 補導活動
 - ・「少年を守る日」の一斉街頭補導
 - ・特別補導（夏季・年末一斉補導等）
 - ・広域補導（隣接市との補導、情報交換）
 - ・夜間特別補導
- ③ 相談活動
 - ・来所相談
 - ・合同教育相談
- ④ 健全育成活動
 - ・学校補導連絡会
 - ・愛護補導連絡会
- ⑤ 環境浄化活動
 - ・有害環境総点検活動
 - ・有害図書の回収
- ⑥ 研修活動
 - ・青少年健全育成研修会
 - ・少年補導委員全体研修会
 - ・青少年を守る店連絡協議会量販店部会研修会

V 少年補導委員手記

少年補導委員の活動について

稲野ブロック 西村哲雄

稲野小学校の少年補導委員に選任されてから9年目になりました。

当初は、少年補導委員の活動がどのようなものなのかよく把握できず戸惑うことの多い1年でした。当時を思い出してみると、理事のみ留任他9名は新人で、その理事の指示に従ってパトロールをしていました。街頭補導は稲野小学校区を4コースに設定し、月4回のパトロールで一巡します。場所的にみれば月1回しか巡回しない内容で、活動も夜間のみ、10名全員で1時間のパトロールをしていましたが、公園はおろか街路の通行者にすら出会えず、無灯火走行の自転車に「危ないですよ～ライトつけてくださ～い」と声かけするだけでした。

このような状態が数年続き、その時々メンバーからも補導活動に「楽しみがない」との意見もあり、理事を拝命したのを機に活性化をはかるべく「補導委員の心がまえ」を再認識し、街頭補導活動の見直しに着手していきました。

見直しにあたって気を付けたことは、①子どもたちに会える時間帯に②お互いに顔が認識できるように③社会奉仕も忘れずに、という点で愛の一声をモットーに街頭補導をしようとメンバーに協力を求めました。

実施に向け、街頭補導区域を昆陽、千僧、昆陽池を含む松ヶ丘の3地区とし、メンバーも3名1組で3組を編成、地域がかぶらないよう日時は各組で決め参加しやすくし、理事は、3組に順次合流して全体把握に努める事としました。

その結果、同一地区を同じ組が巡回するため、お互いが顔見知りとなり、声かけや挨拶が住民の方へ気安くできる仲になりました。中には「ご苦労さま」とねぎらいの言葉をかけていただくこともあります。ある時、公園の鉄棒で逆上がりの練習をしている子どもに、「こうしたら出来るよ」とアドバイスをしてあげたところ、次の週に会うと上手に出来るようになっていて大変嬉しく思ったことがあります。また、自転車のチェーンが外れて泣きそうな子どもに遭遇し、早速直してあげると、とても喜んでくれたこともありました。

街頭補導は、夜間1回（全員）、夕刻3回（各組別）で、公園のゴミ拾いをしながら、月4回実施しています。

このような地道な活動の積み重ねが、地域の皆様とのふれあいやつながりの輪へと広がっているように思います。

今後も、子どもたちの健全育成と非行防止に向け、愛の一声を掛け、一人でも多くの方に接し、少年補導委員の活動に理解と協力を頂きながら頑張っていきたいと思っています。

少年補導委員として（雑感）

桜台ブロック 中西良博

今、愛護活動手記を読んでいたっている あなた！
人は、もともと善良な人間として生まれてきたと思われませんか？
それとも、悪い人間として生まれてきて、長い年月を経て良き人間となるのでしょうか？

私は、法務大臣の委嘱を受けた保護司として活動している時、鳥取県米子市にある少年院を訪問し、対象者と面談するなかで、青少年が正しい道を歩み、人として立派な人格を形成するためには、家庭と良き友人とそして地域の役割が大きくかわっていることが分かった。

罪を犯した人が、更正するためには、働く場所が必要である。
このため伊丹市内の事業所で協力いただける企業主を数ヶ月間、百力所以上もカバンを持ってお願いにあがり、友人の保護司の協力もあって、伊丹市に協力雇用主会「つつじ会」を設立することができた。

そこで、私は考えた。
青少年が、罪を犯す前に、地域で何か役立てないものか。
あれこれ模索している時、少年補導委員の見守り隊として地域活動することこそが、青少年の健全育成に寄与できるものと確信するに至った。

私は、現在、コミュニティ協議会の愛護部長として、小学校、中学校のPTAとも連携して活動しているが、このことが、子どもたちの健全育成のために保護司以上に地域に貢献できるものと思っている。

生まれながらにして悪い人間はいない

成長していく過程で悪い影響を受けて、自分を失い、反社会的な行動をとるようになったものと、私は思う。

少年補導委員の活動は、家庭とともに地域の力で、子どもの素晴らしい人間形成に寄与できると信じている。

少年補導委員が所属する桜台コミュニティ協議会は、家庭、PTA、学校（教師）の連合体であり、青少年の健全育成に“権力”ではなく“愛情”で、その子の素晴らしい未来に助力と夢を与えるため、私たちは日夜努力しております。

餅つき大会、収穫祭、盆踊り大会、リバーサイドフェスタ、音楽祭また地域では太鼓屋台の出る秋祭り、みなさん来てください。
家族ぐるみの楽しそうな笑顔が数多く見られますよ！



VI 参考資料

伊丹市立少年愛護センター条例

公布 昭和 49. 9. 27 条例 39

改正 昭和 51. 2. 28 条例 1

昭和 61. 3. 13 条例 1

平成 9. 12. 24 条例 43

(設 置)

第 1 条 少年愛護の総合計画の樹立と実践活動を推進し、少年の非行および不良化を防止するとともに、その健全な育成を図ることを目的として伊丹市立少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）を設置する。

(位 置)

第 2 条 愛護センターの位置は、伊丹市千僧 1 丁目 1 番地とする。

(事 業)

第 3 条 愛護センターは、第 1 条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 少年愛護事業の総合計画に関すること。
- (2) 少年の補導および相談に関すること。
- (3) 少年愛護に関する調査研究および啓発宣伝に関すること。
- (4) 関係機関および団体との連絡協調に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、伊丹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業。

(愛護センター運営協議会)

第 4 条 愛護センターに、伊丹市立少年愛護センター運営協議会を置く。

(職 員)

第 5 条 愛護センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委 任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、教育委員会が別に定める日から施行する。（昭和 49 年 11 月 19 日教委規則第 17 号で、昭和 49 年 11 月 20 日から施行）

付 則（昭和 51. 2. 28 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 61. 3. 13 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 9. 12. 24 別条例 43）

この条例は、平成 9 年 12 月 25 日から施行する。

伊丹市立少年愛護センター条例施行規則

公布 昭和 49. 11. 19 教委規則 16

改正 平成 4. 11. 30 教委規則 14

改正 平成 11. 5. 31 教委規則 7

(趣 旨)

第1条 この規則は、伊丹市立少年愛護センター条例（昭和 49 年伊丹市条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(愛護センター運営協議会)

第2条 伊丹市立少年愛護センター運営協議会（以下「協議会」という。）は、伊丹市立少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）の合同活動の実施について協議するとともに、関係機関および団体の連絡協調を図るものとする。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから 15 人以内を教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 関係行政機関の委員および職員
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学校教育関係者
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長および副会長)

第3条 協議会に会長および副会長 1 人をおく。

2 会長は教育長がこれにあたるものとし、副会長は委員の中から選出する。

3 会長は協議会を代表し、会務を主宰する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(招 集)

第4条 協議会は、会長が招集する。

(少年補導委員)

第5条 少年の非行防止を図るため、愛護センターに伊丹市少年補導委員をおく。

(細 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については別に教育長が定める。

付 則

1 この規則は、昭和 49 年 12 月 1 日から施行する。

2 伊丹市少年愛護センター規則（昭和 42 年伊丹市教育委員会規則第 99 号）は、廃止する。

3 第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 2 年 12 月 10 日に委嘱または任命された委員の任期は、同日から平成 5 年 6 月 30 日までとする。

付 則（平成 4. 11. 30 規則 14）

この規則は、平成 4 年 12 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11. 5. 31 規則 7）

この規則は、公布の日から施行する。

伊丹市少年補導委員要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、伊丹市立少年愛護センター施行規則（昭和49年伊丹市教育委員会規則第16号）第5条の規定に基づき、伊丹市少年補導委員（以下「補導委員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職 務)

第2条 補導委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 問題少年の早期発見ならびに補導に関すること。
- (2) 情報資料の収集報告に関すること。
- (3) その他、青少年の非行防止に必要な業務に関すること。

(定 数)

第3条 補導委員の定数は160人以内とし、次に掲げるもののなかから、伊丹市立少年愛護センター運営協議会の推せんにより、市長が委嘱する。

- (1) 伊丹地区保護司会
- (2) 伊丹市民生委員児童委員連合会
- (3) 伊丹市自治会連合会
- (4) 伊丹市内小学校・中学校および高等学校の生徒指導主任

(任 期)

第4条 補導委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服 務)

第5条 補導委員は相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 補導委員は補導に従事する際は、伊丹市少年補導委員証（様式1）を携帯するものとし、少年補導委員記章（様式2）を着用しなければならない。

付 則

この要綱は昭和51年3月1日から施行する。

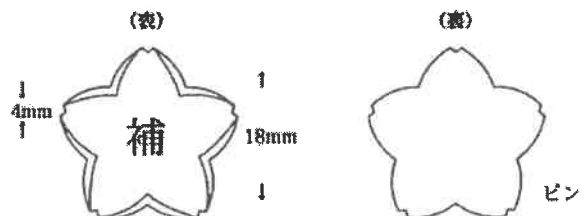
付 則

この要綱は平成24年7月1日から施行する。

様式1

		No.	
下記の者は、伊丹市少年補導委員であることを証明する。			
写 真	氏 名	(才)	
		年	月 日生
	住 所	伊丹市	
	所 属	伊丹市立少年愛護センター	
	発 行	平成	年 月 日
	有効期限	平成	年 月 日
	伊丹市長	○ ○ ○ ○	

様式2



平成 29 年度伊丹市少年進路相談員制度要項

伊丹市教育委員会
伊丹市立少年愛護センター

1 趣 旨

家庭・学校・関係機関と連携しながら、高校等中途退学・早期離職などの防止に努めるとともに、やむを得ず中途退学や離職した少年に対する適切な進路変更や再就職などの相談活動の充実を図る。

2 実施上の留意点

- (1) 個人の生活に干渉するものではなく、また無職自体が問題なのではない。その生活が、問題行動と結びつく可能性を持つものであり、学・職のはざままで進路に悩み相談を必要としている少年に対し、適切な進路相談を継続的に行う。
- (2) 相談対象者や相談内容などについては、秘密を厳守する。
- (3) 1年以内の高校等中途退学や離職が一番多く、選択した進路に適応できるかどうかの重要な時期である中学校卒業後の1年間にポイントを置く。

3 伊丹市少年進路相談員の委嘱・任期

- (1) 委 嘱 1 中学校区 2 名の伊丹市少年進路相談員を教育長が委嘱する。
- (2) 任 期 1 年とする。
- (3) 報償費 月額 11,111 円（税込み）とする。

4 伊丹市少年進路相談員の任務

- (1) 情報の把握 各中学校進路相談推進担当教諭や元担任、同級生などからの情報をもとに、卒業生の動向を把握する。
- (2) 相談活動
 - ① 中途退学や離職につながるような悩みや不安定な状況がうかがえる少年、或いは、既に中途退学や離職した少年の進路相談を行う。
 - ② その場合、学校の担当者（進路相談推進担当教諭）とも連絡をとり、情報を共有するとともに、必要に応じて家庭訪問や職場訪問を行うこともある。再就職については公共職業安定所とも連携することが望ましい。
- (3) 連絡・報告 月 1 回、活動報告書（別紙様式）を提出する。その際、必要に応じて連絡事務を行う。
- (4) 伊丹市少年進路相談員連絡会
 - 月 1 回の伊丹市少年進路相談員連絡会に出席し、具体的な情報交換・相談活動の打ち合わせなどを行う。
 - ※ 構成は、伊丹市少年進路相談員、伊丹市教育委員会事務局学校指導課担当指導主事、尼崎公共職業安定所担当者、伊丹市中学校長会担当校長、伊丹市中学校担当者（進路相談推進担当教諭）、伊丹市立少年愛護センター職員
- (5) 伊丹市少年進路相談員研修会
 - 伊丹市少年進路相談員研修会（年 3 回程度予定）に出席して、研修を行い、相談活動に関する知識や技能を深め、相談活動の充実に資する。

伊丹市立少年愛護センター 電話相談事業相談員要項

(趣 旨)

第1条 少年の健全育成と非行防止のため、伊丹市立少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）内に電話相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

(職 務)

第2条 相談員は、少年に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて継続相談や他の機関への紹介を行う。

(委 嘱)

第3条 相談員は、教員経験者及び福祉関係者等で構成し、教育長の承認を得て所長が委嘱する。

2 相談員の員数、勤務日及び時間は、別に定める。

(免 職)

第4条 相談員が次の各号の一つに該当する場合は、その職を免ずる。

- (1) 一身上の都合で辞職を申し出た場合
- (2) その職務遂行に適正を欠く場合

(勤 務)

第5条 相談員は、愛護センター内において勤務し、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。

(任 期)

第6条 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(報 酬)

第7条 相談員の報酬及び支給方法等は、別に定める。

付 則

- 1 この要項は、平成9年12月25日から施行する。
- 2 この要項の施行時において委嘱している相談員の任期は、第6条の規程にかかわらず平成10年3月31日までとする。

付 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

校外生活（長期休業中を含む）の申し合わせ事項

伊丹市小・中学校生徒指導担当者会

小学校申し合わせ事項

- 1 保護者の許可なく日没後の外出はやめよう
- 2 保護者の付き添いがなければ、次の場所への立入はやめよう
ゲームセンター、ショッピングモール、映画館、Wi-Fi スポットなど
- 3 プールは保護者の責任のもとで利用しよう
- 4 自転車の二人乗りや無灯火など禁止されている行為は絶対やめよう
- 5 他人の迷惑になるような行為は絶対やめよう
 - (1) 田畑、駐車場などでの遊び、音の大きい花火など
 - (2) パソコンや携帯電話、スマホ等のSNS等への不正な書き込みやアクセス
- 6 危険な行為は絶対やめよう
 - (1) 路上や線路近くでのローラースケート、ボード遊びなど
 - (2) 禁止区域での釣りや水泳など
 - (3) 電線近くや航空機進入区域での凧あげなど
 - (4) 火遊びなど
- 7 不審な人を見かけたら、すぐに警察に連絡しましょう

(平成29年7月改訂)

中学校申し合わせ事項

- 1 不必要な日没後の外出はやめよう
- 2 保護者及び学校長の許可のないアルバイトはやめよう
- 3 保護者の付き添いがなければ、次の場所への立入はやめよう
ゲームセンター、カラオケボックス、コンサートなど
- 4 他人の迷惑になるような行為は絶対やめよう
 - (1) 外泊、音の大きい花火、公園や施設などでの集団での集まりなど
 - (2) パソコンや携帯電話、スマホ等のSNS等への不適切な書き込みやアクセス
- 5 危険な行為は絶対やめよう
 - (1) 路上や線路近くでのローラースケート、スケートボード、キックボードなど
 - (2) 禁止区域での釣りや水泳など
- 6 禁止されている行為は絶対やめよう
 - (1) 自転車の無灯火、二人乗りなど
 - (2) 無免許運転や暴走行為など
 - (3) 薬物乱用等、法律で禁止されている行為

(平成28年7月改訂)

※ この申し合わせ事項は、児童生徒の実態や社会情勢と照らし合わせ、生徒指導担当者会で毎年、検討する。

※ この申し合わせ事項の運用については、各学校の実態に応じて弾力的に行う。

「見逃さないで子どものサイン」

青少年の万引き・自転車盗・喫煙・深夜徘徊を伊丹からなくそう

初発型非行少年の現状

(伊丹警察署調べ)

	万引き	自転車盗	単車盗	占有離脱物横領	喫煙	深夜徘徊
平成 26 年	34	11	14	12	434	1059
平成 27 年	28	8	7	10	704	998
平成 28 年	27	7	2	6	551	738
前年からの増減	-1	-1	-5	-4	-153	-260

※占有離脱物横領＝他人の置き忘れた物や落とし物を勝手に使うこと。

深夜徘徊＝18歳未満の少年が、正当な理由なく午後11時～午前5時の間に徘徊すること。

青少年の深夜徘徊が依然と続いています。子どもを夜、街で見かけたら「早く家に帰ろう」の声かけをしよう。

家庭では…

- 善悪のけじめをはっきり教えよう。
- 子どもの生活に目を向けよう。
- 家族のふれあいを大切にしよう。
- 日常の会話を大切にしよう。
- スマホ・ケータイは保護者の管理下で使わせよう。



地域では…

- まず大人が規範を示そう。
- 子どもに「愛の一声」をかけよう。
- 地域ぐるみで有害環境を浄化しよう。
- 「非行少年を生まない社会づくり」を心がけよう。
- 子どもに様々な体験の場を提供しよう。

学校では…

- 社会のきまりやルールを身につけさせよう。
- 人のいたみや喜びを感じあえる心を育てよう。
- 子どもを温かく見守ろう。
- 伊丹っ子ルールブックを活用しよう。

店舗では…

- 商品陳列の改善
- 防犯体制の充実
- 声かけ運動の励行
- 店内放送の実施

児童・生徒は…

- 自分の行いに責任を持とう。
- 万引きは犯罪です。
- 命や物を大切にしよう。
- 生きていることに感謝の気持ちを持とう。



「スマホ・ケータイやインターネット等」のトラブルから、子どもたちを守りましょう。



伊丹市青少年を守る店連絡協議会
伊丹市少年育成協会・伊丹市保護司会
伊丹市少年補導委員連合会
伊丹警察署・伊丹防犯協会
伊丹市立少年愛護センター

「環境浄化・非行防止」ポスター

みんなであつもう 非行の芽

万引きなど非行防止に地域ぐるみでとりくもう



みんなで守ろう青少年に健全な環境

伊丹市青少年を守る店連絡協議会
伊丹市少年育成協会
伊丹市少年補導委員連合会
伊丹警察署・伊丹防犯協会
伊丹市立少年愛護センター

「なやみの相談」クリアファイル

子どもと保護者のなやみの相談



〈電話相談〉平日/10:00～19:00 土曜/13:00～17:00

〈来所相談〉平日/10:00～17:00

伊丹市立少年愛護センター



このファイルは、9,540枚作成し、1部あたりの単価は22.2円です。

「なやみの相談」手渡しカード

表

こ ぼ こ し ゃ
子どもと保護者の
なやみの相談
そ う だ ん

072-770-8742

電話相談 平日 10:00~19:00
土曜 13:00~17:00
来所相談 平日 10:00~17:00

裏

とも 友だちや家族のこと、いじめや学校のことなど、
なやみごと、なんでもそうだんしてね。



ひとりで
やまなひで!

しつけや子育て、不登校、
問題行動等、子どもに関する
様々な相談に応じます。



伊丹市
マスコット
たみまる

いたみしりつしょうねんあいご
伊丹市立少年愛護センター

「自転車も交通ルールを守って安全に！」手渡しカード

表	裏
自転車利用のみなさんへ！ 自転車だから大丈夫。事故を起こしても大事にはならない…。 そんな軽はずみな気持ちが大変な事故につながります。 ルールとマナーを守りましょう。 自転車による重大事故事例 ○高校生が夜間携帯電話を操作しながら無灯火で走行中前方の歩行者と衝突。歩行者に重大な障害が残った。 損害賠償額約5,000万円 (自転車乗用時の携帯電話の使用は、 道交法違反で5万円以下の罰金) 原則として自転車レーンを 通行しましょう。 伊丹警察署・少年愛護センター 兵庫県で自転車を利用 する場合、条例により 保険に加入しなければ なりません 伊丹市マスコットたみまる	交通ルールを守って安全に！ 自転車安全利用五則 ①自転車は、車道が原則、歩道は例外 ②車道は左側を通行 ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④安全ルールを守る ○飲酒運転・二人乗り・並進は禁止 ○夜間は必ずライトを点灯 ○運転中の携帯スマホ・傘さし運転・ 大音量での音楽などの聴取の禁止 ○信号を守る・一時停止と安全確認 ⑤子どもはヘルメットを着用 自転車は くるまの 仲間です。

「青少年を守る店」協力店ステッカー



平成29年度 伊丹市少年進路相談員制度について

〇〇中学校3年生のみなさんへ

義務教育を修了する卒業式も間近になりました。

4月からは、一人ひとりが自分の選んだ道を歩むことになります。

進学・就職・家業・家事などと進む道はちがっても、新しい出会いがあり、新しい環境があなたを待っています。

しかし、自分が選んだ道であっても、もしかして進路についての悩みが生じるかもしれません。そんな時は、少年進路相談員の方に相談してください。

母校となる中学校でも相談にのりますが、あなたの中学卒業後1年間、下記の少年進路相談員の方が、あなたの悩みを聴いたり、必要に応じて学校と相談したりする役割をしてくれます。遠慮せずに、気軽に電話やメールをして相談にのってもらってください。

保護者のみなさまへ

伊丹市教育委員会では、平成2年度から、伊丹市教育長が各中学校区に2名の少年進路相談員を委嘱し、少年進路相談員制度を実施しています。

この制度は、中学校卒業後の1年間、中途退学や離職を考えたり、今後の進路について悩んだりする卒業生や保護者が、中学校区内の少年進路相談員の方に気軽に相談にのってもらえるという趣旨でつくられました。

地域の方が少年進路相談員になっているということもあり、発足以来好評で、多くの成果があがっています。

少年進路相談員の方は、出身中学校や公共職業安定所、少年愛護センターと連携しながら、お子様の学校や職場での悩みについて相談にのってくれます。保護者の皆様、どうぞ気軽にご相談ください。

連絡先：伊丹市立 〇〇 中学校の少年進路相談員は

〇〇 〇〇 さん (TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

〇〇 〇〇 さん (TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)



相談メール hm07〇〇〇〇〇〇〇@yahoo.co.jp ↑

(相談メールアドレスQRコード)

秘密は厳守します

伊丹市立 〇〇 中学校 (Tel 〇〇〇-〇〇〇〇・〇〇〇〇)

伊丹市立少年愛護センター (「なやみの相談」 Tel 770-8742)

itami

家庭のしつけ10ポイント

(伊丹市立少年愛護センター)

1. 一方通行の会話になっていませんか。
(親の立場で聞き、子の立場になって話しましょう。)
2. 励ましと温かさをもって話しかけていますか。
(ほめることによって、子どもにやる気を起こさせましょう。)
3. 叱るべきときに、きちんと叱ることができますか。
(真剣に身体ごとぶつかって聞かせましょう。)
4. 子どもの身のまわりや行動に注意をしていますか。
(子どもの行動に親は責任をもちましょう。)
5. 何ごととも母親まかせにしていますか。
(責任は二人にあります。父親も子育てに加わりましょう。)
6. 善悪のけじめをつけさせていますか。
(約束を守らせ、善悪のけじめをつけさせましょう。)
7. ものわकारいのよすぎる親になっていませんか。
(つらさにも耐えるたくましい子に育てましょう。)
8. 日常のあいさつができますか。
(あいさつはしつけの第一歩です。
「おはよう」「ありがとう」「ごめんなさい」を大切にしましょう。)
9. いろいろな生活体験を身につけさせていますか。
(自分のことは自分でする、さらに家事手伝いなどを通じて育つ力をつけましょう。)
10. 生活のリズムがくずれてはいませんか。
(目標をもたせ、計画的な責任ある行動を取らせましょう。)

育つ子と育てる心のふれあいを

伊丹市青少年を守る店連絡協議会
青少年健全育成シンポジウムより

伊丹市立少年愛護センター

〒664-0898 伊丹市千僧1丁目1番地

(伊丹市立総合教育センター3F)

TEL (072) 780-3540

FAX (072) 770-9471

なやみの電話相談 (072) 770 - 8742

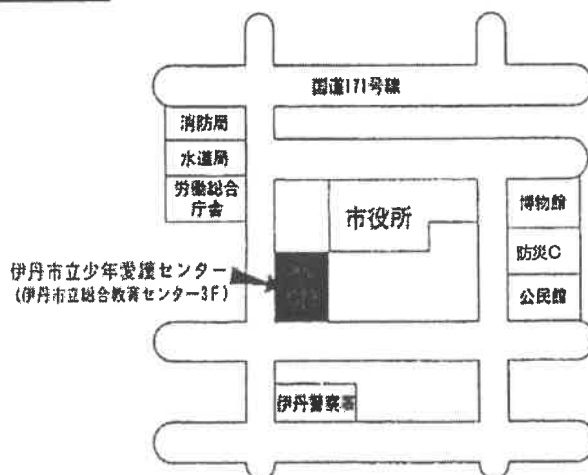
● 秘密厳守

◆平日 10:00~19:00

◆土曜 13:00~17:00

◆日曜・祝日 留守番電話で対応

案内図



平成29年度 愛護活動概要

発 行 日 平成30年7月2日

発 行 者 伊丹市立少年愛護センター

〒664-0898 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

TEL (072) 780-3540

FAX (072) 770-9471



itamî

30教813-1-025-A4

この印刷物は、再生紙を使用しています。